

朝明衛生センター包括管理運営業務委託
要求水準書

令和7年9月

朝明広域衛生組合

《目 次》

第1章 総則

第1節 業務概要	1
1 業務の目的	1
2 業務名	1
3 業務期間	1
4 業務の実施場所	1
5 施設の概要	2
6 業務委託範囲	3
第2節 一般事項	4
1 要求水準	4
2 疑義	4
3 施設の利用、組合財産の貸与	4
4 関係法令の遵守	4
5 本組合への協力	5
6 実施計画書の提出	5
7 用役条件	6
8 組合職員等の利用	6
第3節 施設の性能等	7
1 施設計画処理量	7
2 し尿及び浄化槽汚泥の性状	7
3 搬入時間及び各設備運転時間	7
4 施設の性能	7

第2章 運営準備等

第1節 運営管理体制の構築	10
1 体制の構築	10
2 有資格者の配置	10
3 連絡体制	10

4	地域経済への配慮	10
第2節	業務実施計画の作成	11
1	運営管理計画	11
2	運転管理計画	11
3	施設保全計画	12
4	用役及び物品類調達・管理計画	13
5	その他業務計画	13
6	その他履行計画	13
7	報告書等の作成計画	13
第3節	マニュアル類の作成	14
1	運転管理マニュアル	14
2	施設保全マニュアル	14
3	緊急対応マニュアル	14
4	事故対応マニュアル	14
第4節	業務の引継ぎ・運営準備	15
第3章	業務内容	
第1節	運営管理に関する事項	16
1	労働安全衛生管理、作業環境管理	16
2	情報管理	16
3	緊急時対応及び防災管理	17
4	警備・防犯	18
5	保険	18
第2節	運転管理業務	19
1	各種設備の運転操作	19
2	受入業務・搬入管理	19
3	残渣等搬出業務	19
4	分析・測定等	20

第3節	施設保全業務	22
1	各種設備の保守	22
2	水槽清掃	23
3	法定点検・法定検査	23
4	建物及び構内の保全管理	24
第4節	用役及び物品類の調達・管理業務	25
1	用役及び物品類の調達	25
2	保管・在庫管理	25
第5節	その他業務	26
1	施設の清掃	26
2	植栽管理	26
3	環境測定	26
4	見学者等対応支援	26
5	住民対応への協力	26
第6節	報告書等の作成	27
1	運転管理記録	27
2	施設保全記録	27
3	業務計画書・業務報告書等	27
4	その他資料の作成	28
第7節	施設の引渡し	29
1	施設引渡条件	29
2	引渡性能試験計画書	29
3	施設の引渡し	29
4	次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ	30
5	履行期間終了後における修繕計画	30
第4章	特記事項	
1	性能未達・業務不履行に関する事項	31
2	委託費の精算に関する事項	31
3	リスク管理に関する事項	32
4	本業務委託の継続が困難となった場合の措置	32

第1章 総則

本要求水準書は、朝明広域衛生組合（以下「本組合」という。）が発注する「朝明衛生センター包括管理運営業務委託」（以下「本業務委託」という。）に適用する。

第1節 業務概要

1 業務の目的

本業務委託は本組合が所管するし尿処理施設（朝明衛生センター。以下「本施設」という。）の運営を民間事業者に長期（複数年）にわたり包括的に委託し、運転管理、保守点検等施設運営に関する民間事業者の技術を発揮させることで、維持管理費の削減を図り、効果的な施設運営を行うことを目的とする。

本業務委託の遂行に際しては、求められる性能等を十分に満足し、安定した処理機能を確保することはもとより、安全性に配慮して本施設を運営することに加え、自然災害や事故、重大故障等のトラブル時においても迅速な対応が行えるよう実施する。

2 業務名

朝明衛生センター包括管理運営業務委託

3 業務期間

本業務委託の業務期間（準備期間及び履行期間）は次のとおりとする。なお、準備期間とは、本業務委託の受託者（以下「受託者」という。）が本業務委託を履行するに当たって行う準備作業（「第2章 運営準備等」参照）を行う期間をいう。

(1) 準備期間

本業務委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 業務の実施場所

本業務委託の対象となる施設は次のとおりである。

(1) 施設名

朝明衛生センター

(2) 所在地

三重県三重郡川越町大字高松 1508 番地

5 施設の概要

本業務委託の対象となる施設の概要を表1に示す。

表1 施設の概要

計画処理能力	300kL/日（し尿：150kL/日、浄化槽汚泥：150kL/日）	
処理方式	水処理	主処理：高負荷脱窒素処理方式（2系列）
	汚泥処理	脱水
	脱臭処理	高濃度臭気：アルカリ触媒洗浄 中濃度臭気：薬液（酸＋アルカリ・次亜）洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	工業用水	
放流先	川越町公共下水道（最終：北勢沿岸流域下水道北部浄化センター）	
し渣・汚泥 処分方法	場外搬出（委託処分）	
竣工年度	平成11年度（ただし、処理棟については平成10年度より稼働）	
設計・施工	株式会社クボタ	
フローシート	【添付資料1】フローシート	参照
配置図	【添付資料2】施設全体配置図	参照

6 業務委託範囲

本業務委託の範囲は次のとおりとし、これに係る一切の費用は受託者の負担とする。各業務の詳細は「第3章 業務内容」に示す。

- (1) 運転管理業務
 - ア 各種設備の運転操作
 - イ 受入業務・搬入管理
 - ウ 残渣等搬出業務（運搬及び処分は本業務委託範囲外）
 - エ 分析・測定等
 - オ その他
- (2) 施設保全業務（保守点検業務等）
 - ア 各種設備の保守（機器更新、点検整備、修繕工事等を含む。）
 - イ 水槽清掃
 - ウ 法定点検・法定検査
 - エ 建物及び構内の保全管理
 - オ その他
- (3) 用役及び物品類の調達・管理業務
 - ア 用役及び物品類の調達
 - イ 保管・在庫管理
 - ウ その他
- (4) その他業務
 - ア 施設の清掃（管理棟部分、処理棟部分、緑地帯等の外構、その他）
 - イ 植栽管理
 - ウ 環境測定
 - エ 見学者等の対応支援
 - オ 住民対応への協力
 - カ その他
- (5) 報告書等の作成
 - ア 運転管理記録
 - イ 施設保全記録（点検整備、修繕等記録含む）
 - ウ 業務計画書・業務報告書等
 - エ その他資料の作成

第2節 一般事項

1 要求水準

受託者は、本要求水準書に記載された事項について遵守すること。

本要求水準書は、本業務委託の基本的な要求水準について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本業務委託の目的達成のために当然必要となる事項については、受託者の責任において実施しなければならない。

2 疑義

本要求水準書に定めのない事項が生じた場合、本要求水準書の解釈について疑義が生じた場合は、本組合及び受託者は、誠実に協議の上解決する。

3 施設の利用、組合財産の貸与

- (1) 受託者は本業務委託履行期間中、本施設、備品等のうち本業務委託履行に必要な範囲において、使用できるものとする。使用に伴う維持管理費用（燃料費、電力費、薬品費、消耗品費、軽微修繕等のメンテナンス費等）の一切は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は本委託業務履行に必要な管理棟施設（2階職員控室、洗濯室、脱衣室、浴室、更衣室、湯沸室、倉庫、厚生室、2階便所）及び敷地内駐車スペースを無償で使用できるものとする。
- (3) 受託者はその使用に当たり、善良な運営者としての誠意をもって管理すること。
- (4) 受託者は、本業務委託終了時、又は契約を解除された場合、その他本組合が必要と認める場合は直ちに貸与品等を本組合に返還すること。
- (5) 受託者の責めにより貸与品が紛失、棄損、その他返還が不可能となった場合は原状復帰措置を講ずるか、又は弁償すること。

4 関係法令の遵守

本業務委託を実施するに当たり、次の関係法令を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 下水道法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 労働基準法
- (9) 労働安全衛生法

- (10) 消防法
- (11) 建築基準法
- (12) 建設業法
- (13) 電気事業法
- (14) 計量法
- (15) 毒物及び劇物取締法
- (16) 三重県生活環境の保全に関する条例、同施行規則
- (17) その他関係諸法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等

5 本組合への協力

- (1) 受託者は施設運営に際して、関係官庁等への申請、報告、提出等の必要がある場合は、その資料作成及び手続きを代行すること。
また、手続きに必要な費用等は、受託者の負担とする。
- (2) 本組合が受託者の業務全般に対して、検査及び打合せを行う時は、全面的に協力し、必要な資料等を速やかに提出すること。また、関係官庁の検査等があった場合も同様とする。

6 実施計画書の提出

受託者は準備期間中に、要求水準書に基づいた実施計画書を作成し、本組合に提出して、確認を受けなければならない。

提出した実施計画書については、原則として変更は認めない。

ただし、本組合の指示等により変更する場合はこの限りではない。

実施計画書は次に示す内容を記載した構成とし、業務計画書の様式、記載方法等については、本組合と受託者の協議により定めるものとする。

- (1) 業務実施方針
し尿処理施設の重要性に鑑み、その目的を効果的に達成するため、本業務委託に対する管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について記載する。
- (2) 運営管理体制（「第2章 第1節 運営管理体制の構築」参照）
 - ア 体制の構築
 - イ 有資格者の配置
 - ウ 連絡体制
 - エ 地域経済への配慮
- (3) 各業務実施計画（「第2章 第2節 業務実施計画の作成」参照）
 - ア 運営管理計画
 - イ 運転管理計画
 - ウ 施設保全計画（保守点検及び修繕・整備計画）

- エ 用役及び物品類の調達・管理計画
- オ その他業務計画（本組合からの指示等含む）
- カ 報告書等の作成
- (4) 各種マニュアル類（「第2章 第3節 マニュアル類の作成」参照）
 - ア 運転管理マニュアル
 - イ 施設保全マニュアル（保守点検マニュアル）
 - ウ 緊急対応マニュアル
 - エ 事故対応マニュアル
 - オ その他必要なマニュアル類
- (5) その他履行計画
 - ア 用役削減対策
 - イ 処理機能の適正維持とリスク対応
 - ウ 地域の活性化
 - エ 施設の延命化対策
 - オ その他

7 用役条件

用役条件は次のとおりとする。なお、これら用役類の経費（基本料金、使用料金）は受託者の負担とする。

- (1) 上下水道及び工業用水
 - 処理に使用するプロセス用水は、工業用水（三重県企業庁）を使用する。
 - 生活用水は、上水道水（川越町公営水道）を使用する。
 - 本施設からの処理水は下水道（川越町公共下水道）放流とする。
- (2) 電気
 - 現在の本施設の受電方式は高圧 6.6kV 受電で、契約電力値は、510kw である。
- (3) LPガス
 - プロパンガスは、管理部分の給湯設備（湯沸室、浴室等）等に使用する。
- (4) 電話
 - 外線は固定電話とし、受託者の名義（負担）にて調達する。
 - 非常通報装置による通報に使用する回線は、受託者の負担とする。
- (5) インターネット回線
 - 受託者の名義（負担）にて調達する。

8 組合職員等の利用

事務室は、本組合職員（3名予定）が本業務委託の円滑な遂行と受託者との連絡、調整等を目的として利用する。

本組合職員及び来訪者、見学者等が使用する電気、上下水道等の経費は全て受託者の負担とする。

第3節 施設の性能等

本施設における設計条件については、以下のとおりである。

1 施設計画処理量

(1) 処理対象物

し尿、浄化槽汚泥

(2) 処理能力

300kℓ/日 処理内訳（し尿：150kℓ/日、浄化槽汚泥：150kℓ/日）

2 し尿及び浄化槽汚泥の性状（施設設計値）

項目	し尿	浄化槽汚泥
pH	8	7
BOD (mg/L)	11,000	3,500
COD (mg/L)	6,500	3,000
SS (mg/L)	14,000	7,800
全窒素 (mg/L)	4,200	700
全リン (mg/L)	480	110
塩素イオン (mg/L)	3,200	200

3 搬入時間及び各設備運転時間

(1) 搬入時間

ア 月～金曜日

8時30分～16時30分

イ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は、原則として搬入しない。但し、12月の第3又は4土曜日は臨時搬入日とする。

(2) 各設備運転時間（搬入量等により変更する場合は、本組合と協議すること）

ア 受入・貯留設備 : 5日/週、7時間/日

イ 水処理設備 : 7日/週、24時間/日

ウ 汚泥脱水設備 : 5日/週、7時間/日

エ 脱臭設備 : 7日/週、24時間/日

4 施設の性能

本業務委託においては次に示す性能を満足するよう運転管理すること。

(1) 水処理関係 [放流水]

ア 放流量

480m³/日以下 (希釈倍率 1.6 倍以下)

ただし、生活排水との合計量は 500m³/日以下とする。

イ 放流水質

下水道法施行令第 9 条の 4 に係る有害物質の規制値を満足させるほか、以下に示す自主基準値を満足させること。

なお、自主基準値は原則として、通常時の自主基準値を満足させること。

項 目	自主基準値	
	通常時	最大値
pH	5.8~8.6	5.1~8.9
BOD (mg/L)	80	100
COD (mg/L)	560	700
SS (mg/L)	240	300
窒素含有量 (mg/L)	80	100
リン含有量 (mg/L)	24	30
ヘキサン抽出物質 (鉱油) (mg/L)	4	5
ヘキサン抽出物質 (動植物油) (mg/L)	8	10

(2) 脱水し渣、脱水汚泥の性状

ア 脱水し渣含水率

60%以下

イ 脱水汚泥含水率

85%以下 (ただし、82%以下を目標とする)

(3) 騒音・振動関係

敷地境界線における基準は以下のとおりとする。

ア 騒音

特定工場等において発生する騒音の規制基準 (三重県告示第 24 号の 2 : 昭和 49 年 4 月 9 日)。なお、規制基準は最新のものとする。

朝 [6 時 ~ 8 時] : 65dB 以下

昼間 [8 時 ~ 19 時] : 70dB 以下

夕 [19 時 ~ 22 時] : 65dB 以下

夜間 [22 時 ~ 6 時] : 60dB 以下

イ 振動

特定工場等において発生する振動の規制基準（三重県告示第72号：昭和52年12月6日）。なお、規制基準は、最新のものとする。

昼間 [8時～19時] :65dB以下

夜間 [19時～8時] :60dB以下

(4) 悪臭関係（悪臭物質の排出を規制する地域の指定および規制基準）

なお、規制基準は、最新のものとする。

ア 敷地境界線における基準

アンモニア	:	1	ppm以下
メチルメルカプタン	:	0.002	ppm以下
硫化水素	:	0.02	ppm以下
硫化メチル	:	0.01	ppm以下
二硫化メチル	:	0.009	ppm以下
トリメチルアミン	:	0.005	ppm以下
アセトアルデヒド	:	0.05	ppm以下
スチレン	:	0.4	ppm以下
プロピオン酸	:	0.03	ppm以下
ノルマル酪酸	:	0.001	ppm以下
ノルマル吉草酸	:	0.0009	ppm以下
イソ吉草酸	:	0.001	ppm以下
トルエン	:	10	ppm以下
キシレン	:	1	ppm以下
酢酸エチル	:	3	ppm以下
メチルイソブチルケトン	:	1	ppm以下
イソブタノール	:	0.9	ppm以下
プロピオンアルデヒド	:	0.05	ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	:	0.009	ppm以下
イソブチルアルデヒド	:	0.02	ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	:	0.009	ppm以下
イソバレルアルデヒド	:	0.003	ppm以下

イ 脱臭装置出口（臭突）における基準

臭気濃度 : 300以下

ウ 放流水における基準

メチルメルカプタン	:	0.007	ppm以下
硫化水素	:	0.02	ppm以下
硫化メチル	:	0.07	ppm以下
二硫化メチル	:	0.126	ppm以下

第2章 運営準備等

第1節 運営管理体制の構築

1 体制の構築

本業務委託を適切に行うため、必要な人員配置、現場組織・体制、業務分担（必要に応じて下請け関係を含む。）等を整備すること。

体制の構築に当たっては、し尿処理施設運転管理等において十分な知識、経験を有し、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を、本業務委託全体を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）として常駐させること。

2 有資格者の配置

本業務委託を適切に行うに当たり必要な有資格者を現場に配置し、本組合に報告するとともに、関係官庁への変更登録等が必要な場合は手続きを行うこと。

また、本業務委託履行期間中に有資格者の変更があった場合も同様とする。

本施設に必要な有資格者は次のとおりとする。

- ①廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）
- ②電気主任技術者（外部委託も可）
- ③特定化学物質等作業主任者
- ④危険物取扱者（乙種第4類）
- ⑤酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ⑥その他施設運営管理に必要な資格

3 連絡体制

平常時及び緊急時における連絡体制を整備の上、体制表を作成し、本組合に報告し、承諾を得ること。

なお、連絡体制を変更した場合には、速やかに本組合に報告すること。

4 地域経済への配慮

受託者は、関係法令等に基づく雇用基準を遵守したうえで、地元雇用、地元企業への貢献等、地域経済への配慮を行うこと。

第2節 業務実施計画の作成

受託者は「第3章 業務内容」に示す業務を履行するに当たり、準備期間中に履行期間全体の運営管理計画、運転管理計画、施設保全計画、用役及び物品類の調達・管理計画、その他業務計画、その他履行計画、報告書等の作成計画を本組合と協議の上作成すること。

履行期間の各年度末（本業務委託最終年度を除く。）においては、作成した各業務実施計画の見直し・変更等について検証を行い、業務実施計画の変更等の必要性が生じた場合は、本組合と協議し、作成すること。

また、履行期間中（各年度中）においても同様とする。

1 運営管理計画

運営管理計画の構成は以下を基本とする。

(1) 労働安全衛生管理、作業環境管理に関する事項

労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するための管理体制等を記載する。また、事故、労働災害等を未然に防止し、安全に本業務委託を遂行するための基準、要領、計画等を記載する。

(2) 情報管理に関する事項

本組合からの貸与書類（本施設関係図書、その他本業務委託履行に必要な書類）及び本業務委託で作成する書類等（帳票類、台帳類、運転管理及び保守点検に関する報告書、その他書類）について、管理基準、保存基準等を記載する。

(3) 緊急時対応及び防災管理に関する事項

消防法等関係法令に基づき整備する防災管理、緊急時における対応基準・要領等及び事故発生時、自然災害発生時、機器の重大故障等の緊急時における連絡体制等を記載する。

(4) 警備・防犯に関する事項

勤務時間及び勤務時間外における本施設の警備・防犯体制について記載する。

(5) 保険に関する事項

本業務委託期間中に生じ得るリスク管理に係る方針及び対策、本業務委託を履行するに当たって加入する保険の種類等を記載する。

(6) その他

その他本施設の運営管理に関する事項を記載する。

2 運転管理計画

施設概要、施設能力、「【添付資料3】し尿及び浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入計画」、「【添付資料4】し尿及び浄化槽汚泥等の性状」等を参考に、運転管理計画を作

成すること。

(1) 各種設備の運転操作

本施設を安定的に維持運営していくための運転指標、各設備の運転方法、調整の要点等を記載する。

(2) 受入業務・搬入管理

搬入されるし尿及び浄化槽汚泥について、受付体制、搬入量の記録、集計方法等を記載する。

(3) 残渣等搬出業務

残渣等搬出業務について、作業計画等を記載する。

(4) 分析・測定等

分析、測定等について、実施項目、実施頻度、分析・測定方法等を記載する。

(5) その他

その他運転管理に関する事項を記載する。

3 施設保全計画（保守点検及び修繕・整備計画）

本施設の性能維持、各設備の点検整備及び修繕等を考慮し、以下に示す保守点検計画を作成すること。

(1) 各種設備の保守

ア 日常点検・定期点検及び保守

設備点検の内容、点検頻度、点検要領、保守作業、各機器の運転管理基準等を記載する。

イ 定期点検整備及び修繕等

「【添付資料5】朝明衛生センター整備対象設備一覧表」に基づいて、履行期間における定期点検整備・修繕計画を記載する。

(2) 水槽清掃

対象水槽における清掃実施時期等を記載する。

(3) 法定点検・法定検査

関係法令に定められた各種法定点検・法定検査について、内容、実施頻度等を記載する。

(4) 建物及び構内の保全管理

建物、建築付帯設備及び建築設備等、朝明衛生センター構内構造物等について維持管理方法等を記載する。

(5) その他

その他維持管理に関する事項を記載する。

4 用役及び物品類調達・管理計画

本施設の運営に当たり、経済性を考慮した用役及び物品類の調達・管理計画を作成すること。

(1) 用役及び物品類の調達

本施設の運営を行うために必要な用役・物品類（消耗品等）について、調達方法、使用予定量等を記載する。

(2) 保管・在庫管理

物品類（消耗品等）における保管及び在庫管理について、管理方法、管理基準等を記載する。

5 その他業務計画

(1) 施設の清掃

本施設内を清潔に保つため、施設清掃計画を作成すること。

清掃の範囲は敷地内全域（公園「朝明の森」を含む。）とし、建物（管理棟、処理棟、車庫棟、公園「朝明の森の便所」）内外、敷地内道路や駐車場、緑地帯等の外構部分を含むものとする。

また、本組合が使用する事務室等の管理部分等についても、施設清掃計画に含めるものとし、建物の定期清掃は、年2回とする。

(2) 植栽管理

本施設の景観を損なわないよう維持するため、植栽管理計画を作成すること。管理の範囲は、敷地内全域（公園「朝明の森」を含む。）とするが、地域の自治会（川越町上吉区）に、公園「朝明の森」の除草管理等をお願いしている部分があるため、その部分については調整を図ること。

(3) その他

環境測定（年1回実施）について、実施時期、実施方法、実施内容等を本組合と協議の上実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

その他必要な業務、必要事項について記載すること。

6 その他履行計画

用役削減対策、処理機能の適正維持とリスク対応、地域の活性化、施設の延命化対策について具体的な履行計画を作成すること。

7 報告書等の作成計画

本組合に提出する各報告書について、様式、内容等報告する内容に即するよう記載すること。

第3節 マニュアル類の作成

受託者は「第3章 業務内容」に示す本業務委託を円滑に履行するため、準備期間中に次に示すマニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。

また、施設の運転に合わせてマニュアル類を修正又は変更する場合は、本組合と協議すること。

1 運転管理マニュアル

本施設の運転操作、運転調整等に関して、操作手順及び方法等について取扱説明書を参考に運転管理マニュアルを作成すること。

2 施設保全マニュアル（保守点検マニュアル）

本施設の設備装置、機器等が所定の性能を発揮し、処理機能が適正に確保できるよう設備装置の保安全管理に関する施設保全マニュアルを作成すること。

3 緊急対応マニュアル

緊急時における人身の安全確保、本組合及び関係機関への報告等必要な処置を適正かつ迅速に行うため、緊急時における詳細な手順等を示した緊急対応マニュアルを作成すること。

4 事故対応マニュアル

事故発生時における人身の安全確保、本組合及び関係機関への報告等必要な処置を適正かつ迅速に行うため、事故発生時における詳細な手順等を示した事故対応マニュアルを「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」を参考に作成すること。

第4節 業務の引継ぎ・運営準備

受託者は、本業務委託の最終年度に次期包括管理運営業務委託の準備期間における本施設運営引継に関する計画書（以下「準備計画書」という。）を作成すること。

受託者は次期包括管理運営業務受託者に対し、準備計画書に従い、業務引継ぎ、運転人員の確保、教育訓練等、業務履行を開始するために必要な準備業務を受託者の負担により実施すること。

なお、次期包括管理運営業務受託者が本業務受託者と同じ場合はこの限りではない。

第3章 業務内容

受託者は、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って、本業務委託を遂行しなければならない。

また受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、故障、事故等のトラブルにおいても適切かつ迅速に処置しなければならない。

第1節 運営管理に関する事項

1 労働安全衛生管理、作業環境管理

本業務委託に当たっては、「労働安全衛生法」等の関係法令による規定を遵守し、施設の運転や点検・清掃等の維持管理作業が安全かつ衛生的に行えるよう安全・衛生対策に十分配慮すること。

- (1) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 整備した安全衛生管理体制について、本組合に報告すること。また、変更が生じた場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、必要に応じて従事者に使用させること。
また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、常に安全な状態を保つようにすること。
- (4) 日常点検、定期点検等により労働安全衛生上、本施設の改善が必要な場合は、本組合と協議のうえ適切に対応すること。
- (5) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めること。
- (6) 従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (7) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については事前に本組合に報告し、訓練実施後は報告書を提出すること。
- (8) 施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

2 情報管理

(1) 貸与図書管理

ア 受託者が本業務委託を履行する上で必要とする本施設関係図書、その他本業務委託履行に必要な書類については、本組合がこれを貸与する。

イ 受託者は貸与された書類等について台帳を作成し、その保管状況を把握する

こと。

また、受託者の責めに帰すべき理由により紛失等があった場合は、これを弁償すること。

ウ 整備修繕、更新等により設計図書、完成図書等の内容について変更・修正が必要となった場合は、本組合と協議の上、変更・修正を行うこと。

(2) 本業務委託に関する記録の管理・保管

本業務委託に関する運転管理記録(「第3章 第6節 1 運転管理記録」参照)、施設保全記録(「第3章 第6節 2 施設保全記録」参照)は適切に管理し、適正に保管すること。

3 緊急時対応及び防災管理

(1) 消防法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な管理者、組織等の防災管理体制を整備し、本組合に報告すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

(2) 緊急時には緊急対応マニュアルに従った適切な対応を迅速に行うこと。

なお、緊急対応マニュアルについては、必要に応じて適宜改訂すること。

(3) 事故発生時には事故対応マニュアルに従った適切な対応を迅速に行うこと。

なお、事故対応マニュアルについては、必要に応じて適宜改訂すること。

(4) 自然災害、機器の故障、停電、事故等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。

(5) 日常点検、定期点検等の実施において、防災管理上又は労働安全上問題がある場合は、本組合と協議のうえ施設の改善を行い、問題を解決すること。

(6) 台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、警察、消防、病院、本組合等への連絡体制を整備すること。

(7) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練を実施すること。

また、訓練の計画及び実施については、事前に本組合と協議すること。

(8) 事故が発生した場合は、直ちに事故の発生状況、発生時の運転記録等を本組合に報告すること。

報告後、原因、対応策等を記載した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

(9) 防災機器の点検を適宜行うこと。

(10) 必要に応じ関係官庁等への報告書を作成し、適正に処理すること。

4 警備・防犯

勤務時間外における本施設の異常時の警報は警備保障会社による機械警備設備により発報され、必要に応じて警備保障会社から運転担当者に連絡が入るシステムとなっている。

本業務委託においては、平日勤務時間内はもとより、休日、夜間等の勤務時間外における本施設の機器異常、警備・防犯・火災等についても受託者にて対応することとし、必要な施設警備・防犯体制を整備し、その費用は受託者の負担とする。

なお、警備・防犯体制の構築に当たって施設の改修が必要となる場合は、その費用は受託者の負担とする。

また、施設警備・防犯体制を変更する場合は、事前に本組合と協議し、承諾を得ること。

5 保険

本組合は災害等による本施設の損害を担保する目的で、本施設の建物及び据付機械を対象とした保険に加入している。

受託者は、本業務委託に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険、火災等による損害を補償する保険等、本業務委託履行に当たり必要な保険に加入すること。

保険の加入に当たっては、本業務委託履行期間中に生じ得るリスク管理に係る方針・対策について十分考慮するとともに、保険契約内容等について本組合に報告すること。

第2節 運転管理業務

受託者は「第1章 第3節 1 施設計画処理量」に示す処理量の処理を可能とし、搬入されるし尿等を滞りなく処理すること。また、履行期間中においては「第1章 第3節 4 施設の性能」に示す事項を遵守の上、運転管理を行うこと。

1 各種設備の運転操作

本施設の主な運転操作・調整等業務は次のとおりとする。

- ①受入・貯留設備における運転操作、調整等
- ②水処理設備における運転操作、調整等
- ③汚泥処理設備における運転操作、調整等
- ④脱臭設備における運転操作、調整等
- ⑤その他設備における運転操作、調整等

2 受入業務・搬入管理

(1) 受入管理

搬入されるし尿及び浄化槽汚泥をトラックスケールにて計量を行い、搬入車両の搬入状況について管理記録すること。

記録内容は、搬入日時、搬入物種別、搬入地区、搬入業者名等とする。

(2) 受入時間

搬入車両の受入時間は、「第1章 第3節 3 搬入時間及び各設備運転時間」に示す時間を原則とする。

なお、受入時間外においても本組合が必要とした場合は、事前に協議の上、受入業務を行うこと。

3 残渣等搬出業務

本業務は、残渣等の搬出車両への積込み、搬出記録等の管理とする。

なお、残渣等の運搬、処分または資源化については本業務の範囲外とする。

(1) 残渣等積込作業

各残渣の搬出条件は以下を原則とするが、運搬時に支障（臭気、液だれ等）が生じないよう適正な措置を講ずること。

ア 沈砂

沈砂は洗浄装置で洗浄後十分に水切りを行い、搬出車両に積載する。

イ 脱水し渣

脱水し渣は含水率 60%以下まで脱水処理し、搬出車両に積載する。

ウ 脱水汚泥

脱水汚泥は含水率 85%（目標 82%）以下まで脱水処理し、搬出車両に積

載する。

(2) 残渣等搬出記録の管理

搬出する残渣等について、搬出実績を記録、管理すること。

4 分析・測定等

処理機能の確認、各種法規制への対応、周辺環境の保全等を図るため、定期的に分析及び測定を実施し、記録、管理すること。

分析及び測定の対象項目、方法、頻度等は運転管理計画に明記し、本組合の承諾を得ること。

また本組合が、記録、資料等を要求した場合は速やかに提出すること。

(1) 必須項目の分析・測定

関係法令等に定められた方法及び頻度で、以下に示す項目について分析・測定を行うこと。

測定結果が「第1章 第3節 4施設の性能」に示す自主基準値を超えた場合は速やかに本組合に報告するとともに、必要な処置を行うこと。

ア 放流水

(ア) 分析項目

① 毎月実施項目

pH、SS、BOD、COD、全窒素、全リン、塩素イオン、色度、大腸菌群数、鉱油類、動植物油類

② 毎年実施項目

下水道法施行令第9条の4（全33項目）

(イ) 分析機関

計量証明事業者であること。

イ 脱水汚泥・脱水し渣（各処理系統毎に、各1検体以上）

① 溶出試験

- ・分析項目：T-Hg、Cd、Pb、Cr⁶⁺、As、CN、Zn、Cu、Se
- ・実施頻度：1回／年

② 蛍光X線分析による含有成分分析

- ・分析方法：ファンダメンタルパラメーター法による半定量分析。Cl、Cr、P、Asは特に確認すること。また、含水率及び強熱減量については一般分析で行う。
- ・実施頻度：1回／年
- ・備考：蛍光X線分析に伴う前処理（成型、乾燥）及びC、H、N元素分析を含むこと。

ウ 混合し尿

- ・分析項目：pH、BOD、COD、SS、全窒素、全リン
- ・実施頻度：3回／年（原則7月、10月、1月）

(2) 任意項目の分析・測定

ア 工程別処理水等の分析

搬入物の性状の把握、工程ごとの処理機能の確認、基準及び設計条件との適合確認等を目的として適宜実施すること。

イ 脱臭装置の臭気成分測定

脱臭装置の処理機能確認等を目的として、各脱臭装置の出入口部で臭気の簡易測定（検知管による測定）を月1回以上実施すること。

(ア) 分析項目

硫化水素、アンモニア等

(イ) 分析方法

検知管法

(3) 水質試験室の保全・管理

ア 水質試験室の管理

水質試験室設備を使用する場合、各分析機材、各試薬等は受託者の責任において適正に管理すること。

イ 廃液等の適正処理

水質分析等に伴って発生する廃液等については、受託者の責任において適正に処理すること。

第3節 施設保全業務

受託者は、施設の建物、各設備、各機器等を適切に保安全管理し、本業務委託の履行期間にわたり維持すること。

1 各種設備の保守

(1) 日常点検・定期点検及び保守業務

ア 巡回点検

(ア) 本施設の巡回点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、本施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めること。

(イ) 巡回点検に当たり、機器の状態に注意し、異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

(ウ) 巡回点検結果を記録管理し、異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、内容を記録すること。

イ 日常点検・定期点検及び保守業務の内容

本業務における主な内容は次のとおりとする。

- ①受入・貯留設備における点検及び保守
- ②水処理設備における点検及び保守
- ③汚泥脱水設備における点検及び保守
- ④脱臭設備における点検及び保守
- ⑤残渣等搬出設備における点検及び保守
- ⑥上記以外の各種設備における点検及び保守
- ⑦搬入出路の点検及び保守
- ⑧電気工作物、消防用設備、自動扉、トラックスケールの点検及び保守
- ⑨その他必要な点検保守業務

ウ 設備台帳による管理

施設の設備状況については、常に最新の情報がわかるように点検整備結果を記録し、機器管理台帳を適宜整備すること。

(2) 定期点検整備及び修繕等

ア 計画修繕

受託者は各年度の定期点検整備・修繕計画（添付資料5）に基づき、計画的に定期点検整備及び修繕等を実施すること。

計画を変更する場合は、その理由、施工時期、工程等について本組合と事前に協議の上、変更計画書を提出し、実施すること。

また、定期点検整備や修繕等を実施する際は、実施期間中において管理監督を行うこと。

イ 計画外修繕

履行期間中、予期しない事態等が発生し、緊急に修繕対応を実施する必要が生じた場合は、速やかに本組合に報告し、協議の上実施すること。

この場合、定期点検整備や修繕計画の内容を一部変更又は調整すること等で対応することを基本とし、当初の定期点検整備・修繕計画が大幅に変更となるような大規模修繕が必要となった場合を除き、軽微な計画の変更とし、契約金額の変更（増減）は行わないものとする。

2 水槽清掃

受託者は次に示す水槽について槽内清掃を実施し、清掃に伴う一切の費用は受託者の負担とする。

受託者は水槽清掃実施時期等について本組合に報告し、実施時には、準備、立会、その他必要な作業を行うこと。

(1) し尿受入槽 [A・B]

実施頻度：3回／年・槽

(2) 残渣受入槽

実施頻度：3回／年

(3) し尿貯留槽 [A・B]

実施頻度：1回／8ヶ月・槽（各槽年2回又は1回）

(4) 予備貯留槽 [A・B]

実施頻度：1回／8ヶ月・槽（各槽年2回又は1回）

(5) 放流槽

実施頻度：2回／年

(6) 雑排水槽

実施頻度：1回／年

3 法定点検・法定検査

本施設を運営するに当たり、法定点検・法定検査を保守点検計画に基づき実施すること。実施する点検又は検査は、次のとおりとする。

(1) 電気設備（自家用電気工作物保安点検）

ア 月次点検

実施頻度：保安規程による（1回／2ヶ月）

イ 年次点検

実施頻度：保安規程による（1回／年）

(2) 危険物貯蔵所（メタノール）漏洩検査

実施頻度：1回／年

(3) トラックスケール（計量法法定検査）

実施頻度：1回／2年（令和3年度、令和5年度実施）

(4) 精密機能検査〔第3者機関で行うこと〕

実施頻度：1回／3年（令和4年度、令和7年度実施）

(5) 機能検査（自主検査）

実施頻度：1回／年

(6) 消防用設備

実施頻度：2回／年

(7) 冷媒漏洩定期点検

実施頻度：1回／3年（令和5年度実施）

(8) その他施設の運営等に必要な点検又は検査

4 建物及び構内の保安全管理

受託者は、本施設の建物、建物付帯設備、照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の管理・点検を定期的に行い、必要な場合は適切に修理・交換等を行うこと。

また、構内の土木構造物、道路構造物（アスファルト舗装等）や設備について、定期的に管理・点検を行い、適切な維持管理に努めること。

第4節 用役及び物品類の調達・管理業務

1 用役及び物品類の調達

(1) 調達項目

本施設の運営を行うために必要な用役及び物品類は次に示すとおりである。

用役及び物品類の調達・管理計画に基づき、経済性を考慮した調達を行うこと。

- ア 電気
- イ 上水道
- ウ 下水道
- エ 工業用水
- オ ガス
- カ 薬品類（脱臭用活性炭交換含む）
- キ 消耗品類
- ク その他物品類

(2) 品質管理

消耗品類やその他物品類については適切な品質及び規格のものを調達し、設備機器の運転等に支障とならないようにすること。

2 保管・在庫管理

- (1) 調達した物品類（薬品類、消耗品類等）は、常に安全に保管し、使用する際は支障なく使用できるように、品質確保等に留意し適切に管理すること。
- (2) 常に物品類の在庫状況を把握し、在庫不足によって設備機器の運転等に支障とならないように適切な在庫管理を行うこと。

第5節 その他業務

1 施設の清掃

施設清掃計画に基づき清掃を行い、本施設（公園「朝明の森」を含む。）内を清潔に保つこと。建物の定期清掃は、年2回実施するものとする。

2 植栽管理

植栽管理計画に基づき植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草、害虫駆除等）を定期的に行い、本施設に係る景観を損なわないようにすること。

対象範囲は、敷地（公園「朝明の森」を含む。）内の植栽とするが、公園「朝明の森」は、地域の自治会（川越町上吉地区）で行う除草管理等の部分があり、その部分については調整を図り、実施すること。また、自治会の除草管理に協力すること。

植栽等の維持管理に伴う一切の費用は受託者の負担とすること。

3 環境測定

本施設の処理性能について、「第1章 第3節 4 施設の性能」に示す（3）騒音・振動及び（4）悪臭に係る規制基準に対して適合確認を行うため、実施計画書に基づいて環境測定を年1回実施し、その結果を本組合に報告すること。

測定及び分析は、計量証明事業者等法的資格を有する第三者機関による。

3 見学者等対応支援

本組合の協力要請に応じ、見学者に対し、資料提供や本施設の処理システムの概要説明等を行い、本施設についての理解を得るよう努めること。

なお、見学者等の対応は本組合が行う。

4 住民対応への協力

（1）常に適切な運営管理を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得られるよう努めること。

（2）住民等から本組合に対し本施設の管理運営に関して意見等があった場合、本組合が行う施策等に協力すること。

第6節 報告書等の作成

受託者は本業務委託に当たり、次に示す報告書等を作成し、提出すること。

1 運転管理記録

搬入量、搬出量、薬品等搬入量、運転データ、用役データ、分析データ、その他特記事項等を記載した日報、月報、年報等運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。

詳細な内容については、本組合と協議の上決定すること。

2 施設保全記録

受託者は各年度における施設保全計画（保守点検計画）に基づき、点検整備及び修繕等、水槽清掃、法定点検・法定検査等を実施した場合は、施行状況写真等を整備した報告書を作成し、本組合に提出すること。

3 業務計画書・業務報告書等

(1) 月間業務実施計画書

受託者は月間の業務計画書を、原則として実施前月の末日までに本組合に提出すること。

月間業務計画書の様式、記載事項については、本業務委託の準備期間において本組合と協議し、決定するものとする。

(2) 月間業務実施完了報告書

受託者は月間の業務実施完了報告書を、月間業務完了後速やかに本組合に提出すること。

月間業務実施完了報告書の様式及び記載事項、提出期限等については、本業務委託の準備期間において本組合と協議すること。

(3) 施設運営状況年度報告書

受託者は各年度の業務を完了したときは、速やかに施設運営に関する年度報告書を提出期限内に本組合に提出する。なお、提出期限は本組合と協議すること。

また、年度報告書は「第2章 第2節 業務実施計画の作成」に示した各業務実施計画で計画した事項に対して、その履行実績が明らかとなるよう作成することとし、記載事項は次に示すとおりとする。

ア 運転管理業務の年度実績

イ 施設保全業務（保守点検業務、点検整備・修繕業務等）の年度実績

ウ 用役及び物品類の調達・管理業務の年度実績

エ その他業務の年度実績

オ 履行実績に対する総括事項（考察、問題提起等）

カ 本組合の指示等により要求した事項

キ 添付資料

点検整備及び修繕等報告書、法定点検・法定検査等報告書、計量証明機関で実施した分析結果・測定結果報告書、その他本組合が指示した資料等を添付する。

添付方法等について、本組合と協議すること。

4 その他資料の作成

受託者は必要に応じて、以下の資料作成を行い、本組合に提出すること。

(1) 維持管理状況の情報公開資料

本施設の維持管理状況における情報公開が必要となった場合、受託者は本組合と協議の上、必要な資料作成を行うこと。

(2) 見学者等来訪時の資料

受託者は見学者等の来訪に際して、必要な資料作成を行うこと。

(3) その他資料

その他、本組合が資料等を要求した場合は、その資料作成を行うこと。

第7節 施設の引渡し

1 施設引渡条件

本施設は、業務委託終了後も引き続き施設稼働を計画している。

施設稼働を行うため、本業務委託の履行期間終了に伴う施設の引渡しに当たっては、次の条件を満足させること。

(1) 処理性能

「第1章 第3節 4施設の性能」に示す処理性能を確保していること。

(2) 安定稼働

通常の保守点検整備によって、継続して本施設を稼働させることが可能であること。

(3) 物品類等の数量

消耗品等の物品の数量が、本業務委託履行期間開始時と同量以上であること。

数量とは、履行期間開始時に本組合と受託者両者にて確認のうえ受渡した量をいう。

2 引渡性能試験要領書

受託者は本業務委託の履行期間終了時に実施する引渡性能試験に当たり、試験の項目、内容、条件、計画等を示した引渡性能試験要領書を本組合と協議の上作成し、本組合の承諾を得ること。

3 施設の引渡し

受託者は、本施設が引渡し条件を満足していることを確認するため、引渡性能試験を行い、試験結果を本組合に報告すること。

引渡性能試験の実施方法は、次のとおりとする。

ア それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行う。

イ 引渡性能試験は、あらかじめ本組合と協議の上、試験項目及び試験方法に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得て実施する。

引渡性能試験の実施条件は、次のとおりとする。

ア 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本組合の承諾を得て他の適切な機関に依頼する。

イ 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行う。

ウ 資料の採取場所、採取方法、分析の方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものとする。

エ 引渡性能試験終了後、引渡しの時期 2 週間前を目途として引渡性能試験成績書を本組合に提出する。

本組合と受託者は「引渡性能試験成績書」、「精密機能検査報告書」等を参考に、本施設の引渡しについて、詳細な協議を行うこととする。

4 次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ

受託者は本業務委託履行期間終了に当たり、次期包括管理運営業務委託受託者への引継事項を記載した書類を作成し、本組合に提出すること。

また、業務引継ぎに際して本組合が協力を求めた場合は、これに協力すること。

なお、次期包括管理運営業務受託者が受託者と同一の場合はこの限りではない。

5 本契約履行期間終了後における修繕計画・参考見積書の提出

受託者は以下①、②を作成し、本組合に提出すること。

① 設備修繕等計画書

本業務委託履行期間終了の前年度末までに、本業務委託履行期間終了後から 5 年間における設備修繕等（水槽補修、機器点検整備、機器修繕、機器更新、その他施設保全に関する修繕）に関する計画書。

② 参考見積書

本業務委託履行期間終了 前年度の 9 月末までに、本業務委託履行期間終了後から 5 年間における包括管理運営業務委託（運転管理、施設保全、設備修繕等（水槽補修、機器点検整備、機器修繕、機器更新、その他施設保全に関する修繕、その他））に関する参考見積書。

参考見積書作成の際は「朝明衛生センター長寿命化総合計画(令和 6 年 3 月発行)の記載内容を基本とすること。

(本契約において参考見積書の提出時期は令和 11 年 9 月末までとする)。

本組合が本計画に対し、その根拠（保全管理の考え方等）等の説明を求めた場合、受託者は本組合に対し、資料等により説明を行うこと。

第4章 特記事項

1 性能未達・業務不履行に関する事項

(1) 性能未達

ア 性能未達の定義

「第1章 第3節 4施設の性能」に示す放流水水質のうち、自主基準値(最大値)を満足できない場合は、性能未達とする。

イ 性能未達時の措置

- (ア) 受託者は、事態が生じた場合は、遅滞なく本組合に報告すること。
- (イ) 受託者は、速やかに改善に当たるとともに、原因を究明の上改善計画書を作成し、本組合に提出すること。
- (ウ) 事態発生への対応は、受託者自らの負担で必要な措置を講ずること。
- (エ) 性能未達が生じた場合、本組合は受託者の管理業務内容に対し、必要に応じて指示を行うことができる。
- (オ) 受託者の責めに帰すべき理由による性能未達が生じ、これにより本組合に損害が生じた場合、受託者はこれを賠償する責任を負う。

(2) 業務不履行

次に示す場合は、減額対象となる業務不履行とする。

- ア 明らかに受託者の責めにより搬入停止に至った場合
- イ 法的に行うことが義務づけられている点検・検査・分析・測定等を実施しなかった場合
- ウ 異常が感じられた場合に、騒音、振動、悪臭、水質等の確認等、異常に対する適切な処置を実施しなかった場合

(3) 委託料の減額

性能未達、業務不履行が生じた月に支払う委託料の100分の10に相当する額を減額する。

2 委託料の精算に関する事項

(1) 委託料の精算

本業務委託履行期間中に、次に示すような状態が発現したことにより、契約内容及び委託金額に大幅な不都合、不合理が生じた場合は、本組合と受託者が協議して解決するものとする。

- ア 法令等の規制強化により、遵守すべき性能基準を変更する必要がある場合
- イ 税制変更、急激なインフレーション又はデフレーション等により契約金額が著しく不適當となった場合

- ウ 想定量を超える著しい搬入量の増減が発生した場合
- エ 受託者が提出した施設保全計画において、定期点検整備・修繕計画の変更が確定した場合
- エ その他委託料の精算が必要と認められる場合

(2) 精算マニュアル

受託者は本業務委託契約締結後直ちに、委託料の精算が発生した時に適用する精算マニュアルを「【添付資料6】委託料精算の基本方針」に基づき作成し、本組合の承諾を得ること。

ア 精算マニュアルの運用

精算マニュアルに基づき、本組合、受託者が協議して解決するものとする。

イ 精算マニュアルの改訂

精算マニュアルにない不都合、不合理が生じた場合は、本組合と受託者は協議の上、解決するものとする。

解決に用いた手法、手段については、精算マニュアルに項目の追加等を行い改訂する。

3 リスク管理に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本業務委託の実施に当たり、公共施設の管理者としての責任は本組合にあるが、本業務委託の範囲における施設の運転管理及び維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。

ただし、本組合が責めを負うべき合理的な理由があると認められる事項の取扱いについては、本組合と受託者が協議の上、決定するものとする。

(2) リスク分担

本業務委託の履行において想定されるリスク分担等については、「【添付資料7】リスク分担に係る基本的な考え方」に基づき、具体的な運用について本組合と受託者協議の上、決定するものとする。

4 本業務委託の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責めに帰すべき事由の場合

ア 受託者の責めに帰すべき事由により本業務委託の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合、本組合は受託者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の策定又は実施を求めることができる。

受託者が当該期間内に改善することができなかつた場合、本組合は、委託契約を解除することができる。

イ 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、委託契

約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は、委託契約を解除することができる。

ウ 上記ア及びイの規定により本組合が委託契約を解除した場合、受託者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本組合の責めに帰すべき事由の場合

ア 本組合の責めに帰すべき事由により本業務委託の継続が困難となった場合、受託者は委託契約を解除することができる。

イ 上記アの規定により受託者が委託契約を解除した場合、本組合は、受託者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

不可抗力、その他本組合及び受託者の責めに帰すことのできない事由により本業務委託の継続が困難となった場合、本組合及び受託者は本業務委託継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に書面により事前に通知することによって、本組合及び受託者は、委託契約を解除することができる。

《添付資料》

- 【添付資料 1】 フローシート (図 1-1, 1-2)
- 【添付資料 2】 施設全体配置図 (図 2)
- 【添付資料 3】 し尿・浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入計画
- 【添付資料 4】 し尿・浄化槽汚泥等の性状
- 【添付資料 5】 朝明衛生センター整備対象設備一覧表
- 【添付資料 6】 委託料精算の基本方針
- 【添付資料 7】 リスク分担に係る基本的な考え方

【添付資料 1】

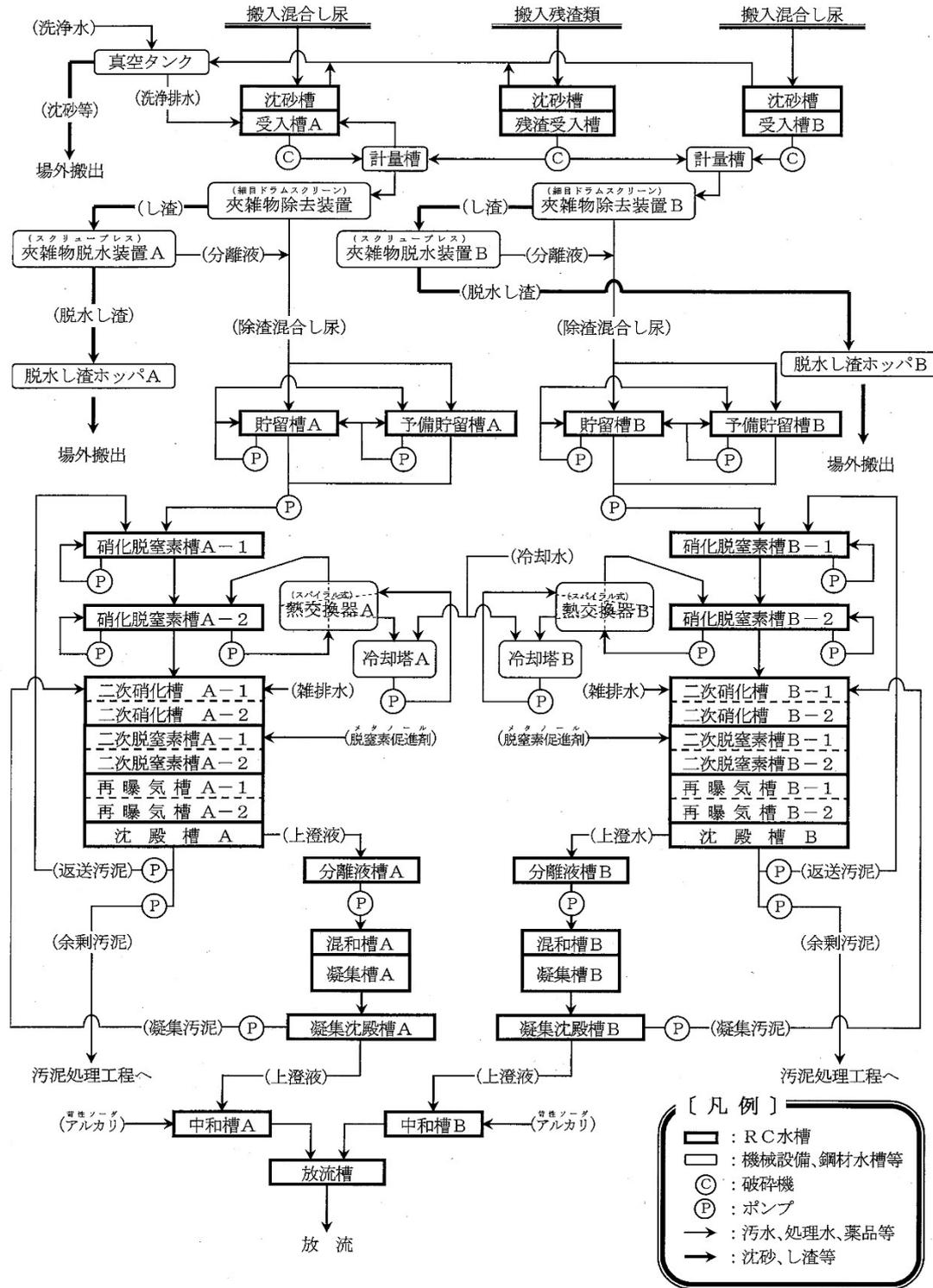


図 1-1 処理工程図 (水処理)

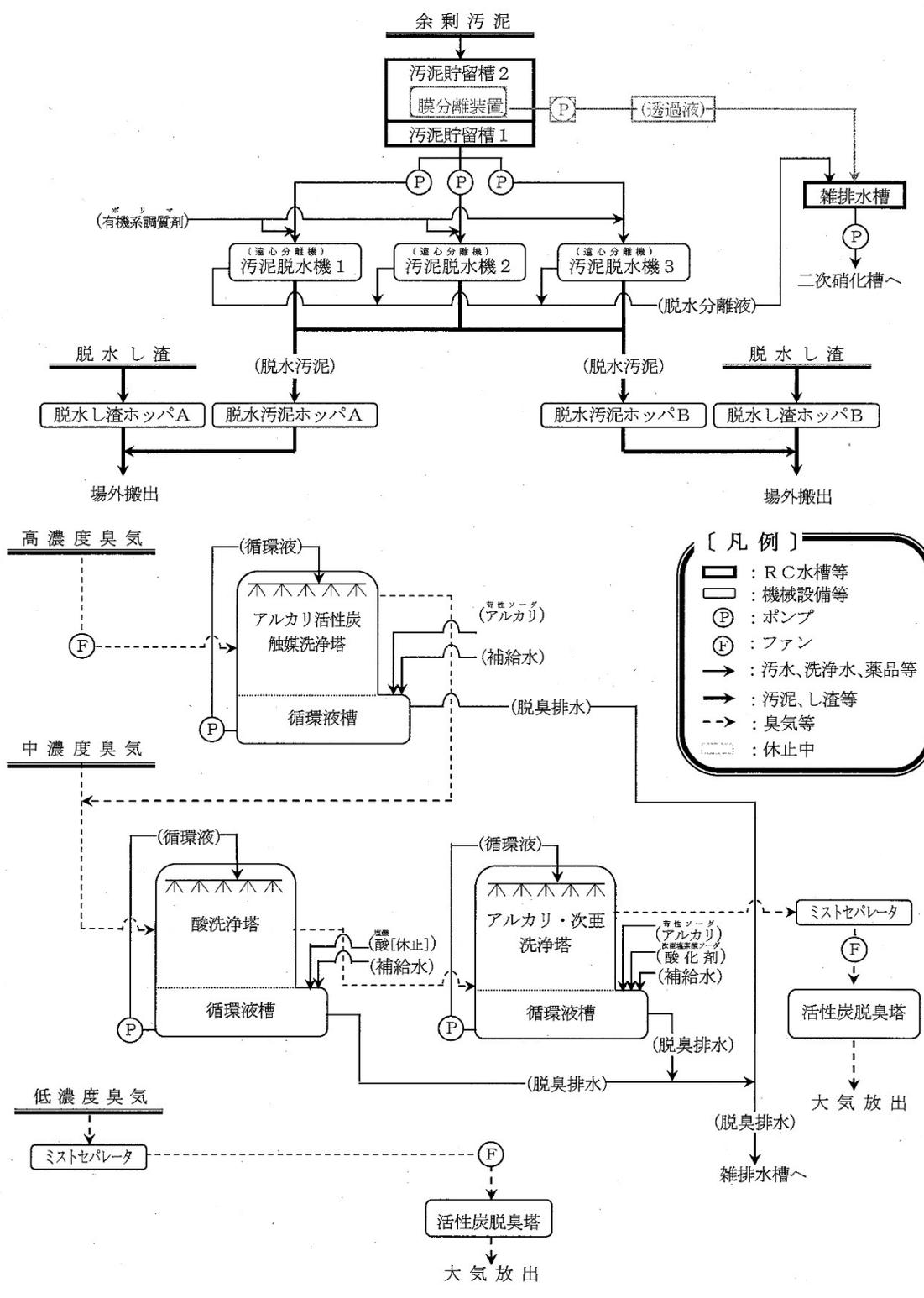


図 1-2 処理工程図 (汚泥処理・脱臭処理)

【添付資料2】

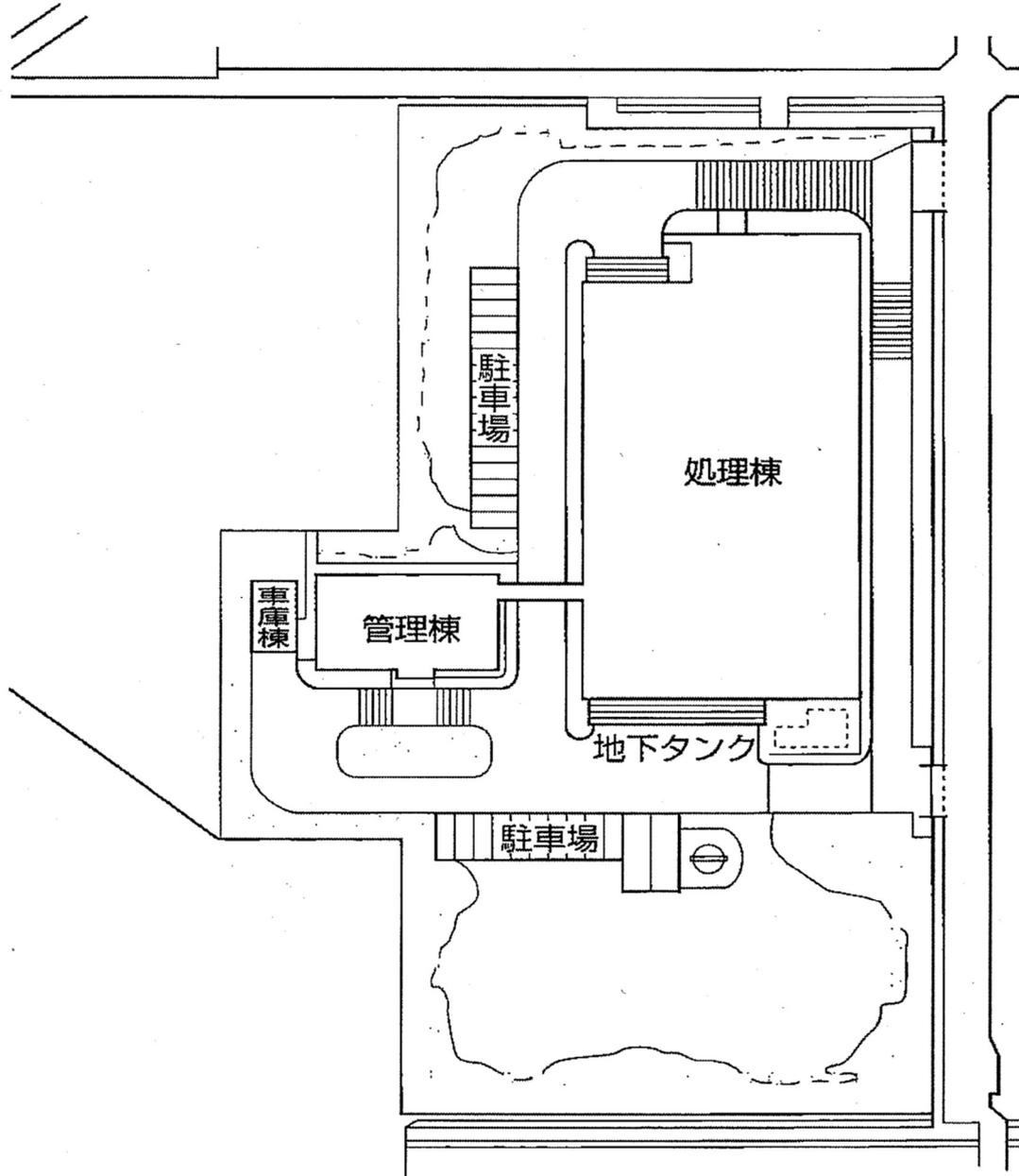


図2 施設全体配置図

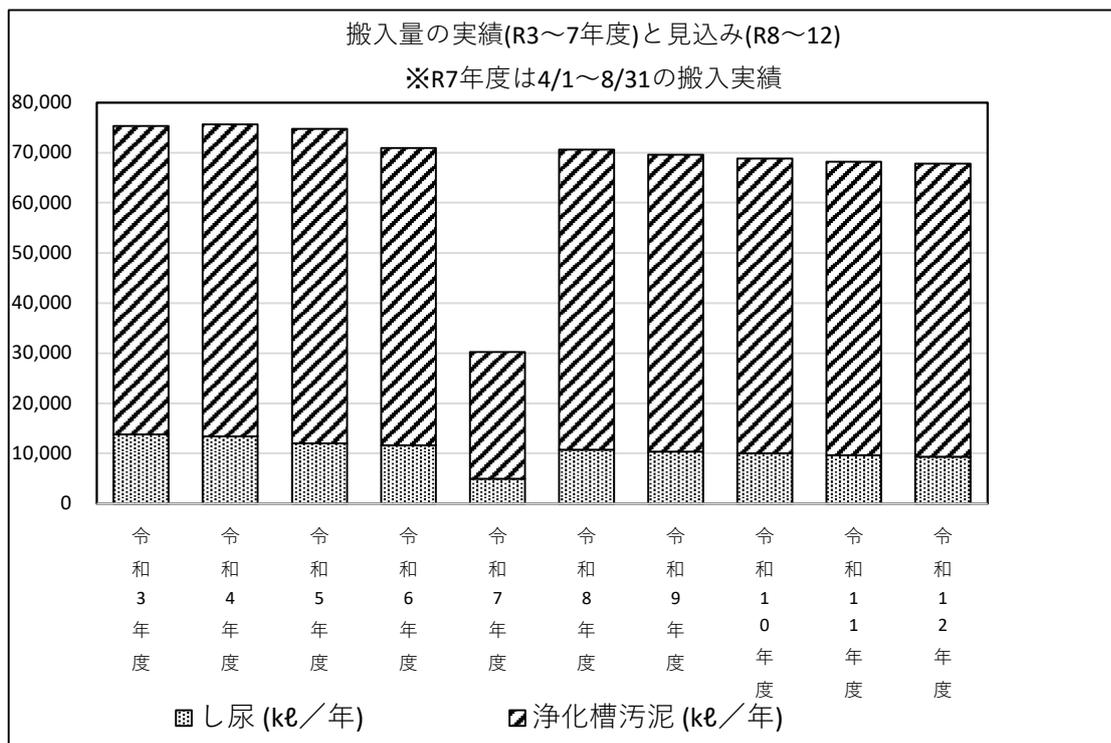
【添付資料3】 し尿・浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入見込み

		搬入量			平均搬入量※1 (kℓ/日)	搬入率 ※3 (%)	浄化槽汚泥混入率 (%)
		し尿 (kℓ/年)	浄化槽汚泥 (kℓ/年)	合計 (kℓ/年)			
実績	令和3年度	13,807.72	61,500.91	75,308.63	206	68.7	81.7
	令和4年度	13,401.80	62,244.30	75,646.10	207	69.0	82.3
	令和5年度	12,008.54	62,718.73	74,727.27	204	68.0	83.9
	令和6年度	11,591.95	59,379.53	70,971.48	194	64.7	83.7
	令和7年度	4,916.92	25,284.49	30,201.41	248	82.7	83.7
見込み	令和8年度	10,749	59,863	70,612	193	64.3	84.8
	令和9年度	10,367	59,214	69,581	191	63.7	85.1
	令和10年度	10,006	58,859	68,865	188	62.7	85.5
	令和11年度	9,665	58,515	68,180	187	62.3	85.8
	令和12年度	9,342	58,462	67,804	186	62.0	86.2

※1. 閏年について。令和6年2月(令和5年度)、令和10年2月(令和9年度)の最終日は29日。

※2. 令和7年度は4月1日～8月31日の153日間での搬入実績。

※3 処理能力(300kℓ/日)に対する搬入量



【添付資料4】 し尿・浄化槽汚泥等の性状

○混合し尿の性状

	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
R6.1.24	7.4(20℃)	3,300	3,100	7,900	630	100
R6.7.22	7.0(20℃)	2,900	3,100	7,700	660	130
R6.10.18	7.7(22℃)	1,500	2,400	6,000	530	87
R7.1.20	7.9(19℃)	960	810	770	450	60
R7.7.18	7.3(22℃)	3,200	4,100	7,300	680	110

※原水の実験結果(計量証明書)より抜粋。上記以外の成分は未測定。

【添付資料5】朝明衛生センター整備対象設備一覧表

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1. 前処理貯留設備									
破砕機	M101	残渣破砕機	○1：点検整備 切刃、破砕羽根車、格子、シュラウドリング、オイルシール、ガスケット					○2	
	M111-A1	破砕機	○2：点検整備 ○1：点検整備＋スリーブ	○1	○3	○4	○5	○2	
	M111-A2		○3：点検整備 ○2：点検整備＋主軸	○1	○1	○3	○4	○5	
	M111-AC		○4：点検整備 ○1：点検整備＋中間ケーシング	○1	○3	○4	○5	○2	
	M111-B1		○5：点検整備 ○1：点検整備＋加圧羽根車	○1	○3	○4	○5	○2	
	M111-B2			○1	○1	○3	○4	○5	
	M111-BC			○1	○3	○4	○5	○2	
立型ポンプ	M121-A1	貯留槽スカム破砕ポンプ	○1：点検整備 メカニカルシール交換ユニット、面パッキン、カッタープレート、羽根車、モータベアリング、反負荷側電動機ブラケット					○1	
	M121-A2						○1		
	M121-B1						○1		
	M121-B2						○1		
	M122-A1	予備貯留槽スカム破砕ポンプ	○1：点検整備 メカニカルシール交換ユニット、面パッキン、カッタープレート、羽根車、モータベアリング、反負荷側電動機ブラケット			○1			
	M122-A2					○1			
	M122-B1					○1			
前処理設備	M601-A1	ドラムスクリーンA	○1：点検整備 消耗品交換、内面塗装		○2		○3		
	M601-A2		○2：点検整備 消耗品交換、内面塗装、窓ガラス、ワイパー、スプロケット、駆動チェーン、オーバーロー検知電極、洗浄水配管、高圧洗浄水ヘッド、フラケット、給液管、臭気フード		○2		○3		
	M601-B1	ドラムスクリーンB	○3：点検整備 消耗品交換、内面塗装、駆動軸・エンドプレート、接続シュート	○1		○2		○3	
	M601-B2			○1		○2		○3	
	M602-A1	洗浄空気ファンA	○1：点検整備 Vベルト、内面塗装		○2		○3		
	M602-A2		○2：点検整備 Vベルト、内面塗装、プーリー		○2		○3		
	M602-B1	洗浄空気ファンB	○3：点検整備 Vベルト、内面塗装、インペラー、軸組品	○1		○2		○3	
	M602-B2			○1		○2		○3	
	M603-A1	スクリープレスA	○1：点検整備 消耗品交換、内外面塗装、スクリーシャフト刃肉盛補修		○3		○5		
	M603-A2		○2：点検整備 ○1：点検整備＋テーパードラム、入口ドラム、中間ハウジング		○3		○5		
	M603-B1	スクリープレスB	○3：点検整備 ○1：点検整備＋出口フレーム＋スクリーシャフト						
	M603-B2		○4：点検整備 ○1：点検整備＋出口フレーム＋スクリーシャフト(補修品)	○2		○4		○5	
	M604-A1	油圧ユニットA	○5：点検整備 ○1：点検整備＋スプロケット、駆動チェーン、プレッシャー組品、油圧シリンダー、マニュアルバルブ、油圧配管						
	M604-A2				○2		○3		
	M604-B1	油圧ユニットB	○1：点検整備 オイル交換、外面塗装		○2		○3		
	M604-B2		○2：点検整備 オイル交換、外面塗装、電動機	○1		○2		○3	
	M605-A1	前処理洗浄水ポンプA	○3：点検整備 圧力計、リリースバルブ	○1		○2		○3	
	M605-A2			○1		○2		○3	
	M605-B1	前処理洗浄水ポンプB							
	M605-B2								
M621-A1	温水タンクユニットA-1	○：点検整備 ヒーター							
M621-A2	温水タンクユニットA-2								
M621-B1	温水タンクユニットB-1								
M621-B2	温水タンクユニットB-2								
し渣コンベア	M608-A	し渣コンベヤ	○：点検整備 グランドパッキン交換	○1				○	
	M608-B		○1：点検整備 軸受・グランドパッキン交換	○1				○	
2. 一次・二次処理設備									
一軸ねじ式ポンプ	M123-A1	投入ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等			○2			
	M123-A2		○2：点検整備 ○1：点検整備＋軸受、ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等			○2			
	M123-B1					○2			
	M123-B2					○2			
	M131-A	返送汚泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等				○2		
	M131-B		○2：点検整備 ○1：点検整備＋軸受、ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等				○2		
	M131-C						○2		

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入 修繕・整備内容・交換部品等	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
	M132-A1	余剰汚泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等			○2			
	M132-A2					○2			
	M132-B1					○2			
	M132-B2					○2			
	M141-A1	分離液ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○2	
	M141-A2							○2	
	M141-B1							○2	
	M141-B2							○2	
	M142-A	凝沈汚泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○2	
	M142-B							○2	
	M142-C							○2	
	M213-A	雑排水ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備+ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○2	
M213-B							○2		
M213-C							○2		
コンプレッサ	M311-1	計装用コンプレッサー	◎：更新 コンプレッサ本体、冷媒回収作業 ○：点検整備（現地） 消耗品の交換		○			○	
	M311-2				○			○	
ブロワ	M351-1	曝気ブロア	○1：点検整備 ベアリング、オイルシール、Vリング等 ○2：点検整備 ○：点検整備+モーターベアリング	○1		○2		○1	
	M351-2			○1		○2		○1	
	M151-1	攪拌ブロア	○1：点検整備 ベアリング、オイルシール、Vリング等 ○2：点検整備 ○：点検整備+モーターベアリング	○1		○2		○1	
	M151-2			○1		○2		○1	
大型ポンプ	M401-A1	循環液ポンプ	○1：点検整備 消耗部品、メカA ○2：点検整備 消耗部品、メカB ○3：点検整備 消耗部品、メカB、軸受			○3			
	M401-A2					○3			
	M401-AC					○3		○1	
	M401-B1					○3		○1	
	M401-B2					○3		○1	
	M401-BC					○3		○1	
	M411-A1	熱交ポンプ	○1：点検整備 消耗部品、メカ ○2：点検整備 消耗部品、メカ、軸受等 ○3：点検整備 消耗部品、メカ、軸受、モーターベアリング等	○3				○1	
	M411-A2			○3				○1	
	M411-B1					○3		○1	
	M411-B2					○3		○1	
	M411-AC							○1	
	M411-BC							○1	
水中攪拌機	M431-A1	水中攪拌機	△：納入 攪拌機本体納入	△					
	M431-A2			△					
	M431-B1			△					
	M431-B2			△					
水槽攪拌機	M501-A	混和槽攪拌機	◎：更新 攪拌機本体					◎	
	M501-B							◎	
	M502-A	凝集槽攪拌機	◎：更新 攪拌機本体					◎	
	M502-B							◎	
	M504-A			中和槽攪拌機	◎：更新 攪拌機本体				
M504-B							◎		
クーリングタワー	M821-A	Aクーリングタワー	○：点検整備 軸受ブラケットユニット、Vベルト、モーターベアリング、充填材羽根車、水槽ピット	○					
	M821-B			○					
冷却水ポンプ	M811-A1	冷却水ポンプ	◎：更新 ポンプ部、カップリングゴム						
	M811-A2								
	M811-AC			◎					
	M811-B1								
	M811-B2								
M811-BC	◎								
サンプリングポンプ	M582	サンプリングポンプ	△：納入 ポンプ本体	△					
3. 給水設備									
ポンプユニット	MP201-1	プロセス用水ポンプ	○：点検整備 消耗部品交換、基板、インバータ		○				
	MP201-2				○				

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
4. 汚泥処理設備									
汚泥コンベヤ	M711-1	No. 1 脱水汚泥コンベヤ	○1：点検整備 中間吊り用部品（オイレスメタル、シャフト） ○2：点検整備 ○1：点検整備＋軸受、スプロケット	○1			○2		
	M711-2	No. 2 A脱水汚泥コンベヤ	○：点検整備 軸受、グランドパッキン交換	○1				○	
	M711-3	No. 2 B脱水汚泥コンベヤ	○1：点検整備 ○：点検整備＋下部ベンド主軸、スプロケット	○1				○	
汚泥ホッパ		A系汚泥ホッパ	○：点検整備 グランドパッキン交換	○					
		B系汚泥ホッパ			○				
脱水機	M701-1	汚泥脱水機 主動機	○1：工場整備・現地整備 消耗部品交換、バランス調整	○2	○2	○3	○2	○2	
	M701-2	差動機	○2：現地点検 定期自主検査＋点検 パッキン、Uゴム、Vベルト等	○2	○2	○3	○2	○2	
	M702-1	主動機	○3：○1：工場整備＋内胴スクリュ肉盛り溶接	○1	○2	○2	○3	○2	
	M702-2	差動機		○1	○2	○2	○3	○2	
	M703-1	主動機		○2	○1	○2	○2	○3	
	M703-2	差動機		○2	○1	○2	○2	○3	
一軸ねじ式ポンプ	M212-1	汚泥濃縮循環ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等	○2		○1		○2	
	M212-2			○2		○1		○2	
一軸ねじ式ポンプ	M211-1	給泥ポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等	○1		○2		○1	
	M211-2			○1		○2		○1	
	M211-3			○1		○2		○1	
	M572-1	脱水ポリマーポンプ	○1：点検整備 ステーター、ロータ、PAシールキット、セーフティスリーブ等					○1	
	M572-2		○2：点検整備 ○1：点検整備＋ドライブシャフト、カップリングロッド、メカニカルシール等					○1	
	M572-3						○1		
熱交換器	-	熱交換器A-1	○：点検整備 分解清掃、パッキン交換			○			
	-	熱交換器A-2				○			
	-	熱交換器B-1				○			
	-	熱交換器B-2				○			
5. 薬注設備									
ダイヤフラムポンプ	M521-A	硝化脱窒素槽用消泡剤ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個	△2		△2		△2	
	M521-B			△2		△2		△2	
	M521-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）	△2		△2		△2	
	M524-A	二次硝化槽用消泡剤ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個	△2		△2		△2	
	M524-B			△2		△2		△2	
	M524-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）	△2		△2		△2	
ダイヤフラムポンプ	M523-A	硫酸バンドポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個	△2		△2		△2	
	M523-B			△2		△2		△2	
	M523-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）	△2		△2		△2	
	M543-A	中和用苛性ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、背圧弁2個、エアチャンバー2個、圧力計2個		△2		△2		
	M543-B				△2		△2		
	M543-C		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）		△2		△2		
	M544-1	脱臭苛性ポンプ	△1：納入 ポンプ消耗部品納入（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁3個、エアチャンバー2個、圧力計2個、圧力計2個		△2		△2		
	M544-2				△2		△2		
	M544-3		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）		△2		△2		
	M551-1	次亜ポンプ	△：納入 ポンプ消耗部品納入（バルブセット、ダイヤフラム）、安全弁2個、エアチャンバー1個、圧力計1個		△2		△2		
M551-2		△2：納入 ポンプ消耗部品（バルブセット、ダイヤフラム）		△2		△2			
自動溶解装置	M561	脱水ポリマー自動溶解装置	○：点検整備 消耗部品、モーター、攪拌機				○		
6. 脱臭設備									
脱臭設備	-	アルカリ活性炭触媒洗浄塔	○1：点検整備 塔内・充填材洗浄、カーボン充填材取替 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋エリミネータ、点検口、圧力計 ○3：点検整備 ○1：点検整備＋ノズル ○4：点検整備 ○1：点検整備＋パッキン	○3	○1	○4	○1	○1	
	-	酸洗浄塔	○1：点検整備 塔内・充填材洗浄、塔内洗浄、エリミネータ洗浄 ○2：点検整備 ○1：点検整備＋パッキン ○3：点検整備 ○1：点検整備＋ミスト捕集マット	○1	○3	○2	○1	○1	

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	-	アルカリ洗浄塔	○1：点検整備 塔内・充填材洗浄、塔内洗浄、エリミネータ洗浄 ○2：点検整備 ○1：点検整備+パッキン ○3：点検整備 ○1：点検整備+ミスト捕集マット ○4：点検整備 ○1：点検整備+エリミネーター	○4	○1	○2	○3	○1	
	M893	低濃度ダストキャッチャー	○1：点検整備 本体清掃、チェン給油、フィルター取替 ○2：点検整備 ケーシング清掃、チェン給油	○2	○1	○2	○1	○2	
	M894								
	M831	高濃度脱臭ファン	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（軸受、ガスケット、ナットカバーセット、Vベルト等） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機軸受 ○3：点検整備 ○1：点検整備+Vプーリー	○3	○1	○2	○1	○1	
	M832	中濃度脱臭ファン	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（軸受、ガスケット、ナットカバーセット、Vベルト等） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機軸受 ○3：点検整備 ○1：点検整備+インペラ（補修）	○2	○1	○3	○1	○2	
	M833-1	低濃度脱臭ファン	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（軸受、ガスケット、ナットカバーセット、Vベルト等） ○2：点検整備 ○1：点検整備+軸受箱		○2		○1		
	M833-2				○2		○1		
	M841-1	アルカリ活性炭循環ポンプ	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（ガスケット） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機	○1	○1	○3	○1	○1	
	M841-2		○3：点検整備 ○1：点検整備+主軸、インペラ・インナーマグネット	○1	○1	○1	○3	○1	
	M851-1	酸循環ポンプ	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（ガスケット） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機	○1	○1	○3	○1	○1	
	M851-2		○3：点検整備 ○1：点検整備+主軸、インペラ・インナーマグネット	○1	○1	○1	○3	○1	
	M852-1	アルカリ循環ポンプ	○1：点検整備 分解清掃、消耗品取替（ガスケット） ○2：点検整備 ○1：点検整備+電動機	○1	○1	○3	○1	○1	
	M852-2		○3：点検整備 ○1：点検整備+主軸、インペラ・インナーマグネット	○1	○1	○1	○3	○1	
		7. 脱水汚泥搬出設備							
汚泥コンベヤ		No. 1 汚泥搬送コンベヤA	○：点検整備 ライナー板、ラセンガイド交換 各1ヶ所				○2		
		No. 1 汚泥搬送コンベヤB	○1：点検整備 ○1：点検整備+ベアリングユニット						
		No. 2 汚泥搬送コンベヤA	○：点検整備 ライナー板、ラセンガイド交換 各3ヶ所					○2	
		No. 2 汚泥搬送コンベヤB	○1：点検整備 ○1：点検整備+ベアリングユニット						
		No. 3 汚泥搬送コンベヤ	○：点検整備 フライトチェーン、グランドパッキン、軸受		○				
		No. 4 汚泥搬送コンベヤ	○：点検整備 軸受、スプロケット、チェーン交換	○					
搬出ホッパ		搬出用汚泥ホッパ	○：点検整備 スライドゲート、スプロケット、チェーン取替		○				
コンベヤ・ホッパ	-	し渣コンベヤ・ホッパ (3台)	▲：点検調整 外観点検、フライトチェーン張り調整、無負荷・実負荷運転確認	▲	▲	▲	▲	▲	
	-	汚泥コンベヤ・ホッパ (13台)		▲	▲	▲	▲	▲	
	-	沈砂コンベヤ (3台)		▲	▲	▲	▲	▲	
		8. インバータ盤							
インバータ	M123-A1	投入ポンプインバータ	◎：本体更新 データバックアップ、本体交換、ボルト類増し締め	◎					
	M123-A2	P1-1		◎					
	M123-B1			◎					
	M123-B2			◎					
	M131-A	返送汚泥ポンプインバータ			◎				
	M131-B	P1-1			◎				

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
	M131-C				◎				
	M132-A1	余剰汚泥ポンプインバータ			◎				
	M132-A2	P1-1			◎				
	M132-B1				◎				
	M132-B2				◎				
	M141-A1	分離液ポンプインバータ		◎					
	M141-A2	P1-1		◎					
	M141-B1			◎					
	M141-B2			◎					
	M142-A	凝沈汚泥ポンプインバータ			◎				
	M142-B	P1-1			◎				
	M142-C				◎				
	M211-1	給泥ポンプインバータ				◎			
	M211-2	P-2				◎			
	M211-3					◎			
	M212-1	汚泥濃縮循環ポンプインバータ				◎			
	M212-2	P-2				◎			
	M213-A	雑排水ポンプインバータ				◎			
	M213-B	P-2				◎			
	M213-C					◎			
	M351-1	曝気プロアインバータ					◎		
	M351-2	P-3					◎		
	M401-A1	循環液ポンプインバータ							
	M401-A2	P-4							
	M401-AC								
	M401-B1								
	M401-B2								
	M401-BC								
	M401-A1	循環液ポンプコンバータ							
	M401-A2	P-4							
	M401-AC								
	M401-B1								
	M401-B2								
	M401-BC								
	M572-1	脱水ポリマーポンプインバータ						◎	
	M572-2	P-5-1						◎	
	M572-3							◎	
	M701-1	汚泥脱水機駆動用インバータ					◎		
	M702-1						◎		
	M703-1						◎		
	M701-2	汚泥脱水機差速用インバータ					◎		
	M702-2						◎		
	M703-2						◎		
		脱水汚泥ホッパA-1インバータ P-10						◎	
		脱水汚泥ホッパA-2インバータ						◎	
		脱水汚泥ホッパB-1インバータ						◎	
		脱水汚泥ホッパB-2インバータ						◎	
		汚泥搬出ホッパインバータ						◎	
水槽		9. 水槽	※：点検（精密機能検査）						
	-	沈砂槽 1, 2							
	-	沈砂槽（清掃残渣用）							
	-	受入槽A	○：補修 マンホール内側 防食塗装					○	
	-	受入槽B	○：補修 マンホール内側 防食塗装					○	
	-	残渣洗浄槽							
	-	残渣受入槽							
	-	貯留槽A							
	-	貯留槽B							
	-	予備貯留槽A							
	-	予備貯留槽B							

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入	修繕・整備内容・交換部品等					備考
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
-		硝化脱窒素槽A-1	○：槽内点検	○					
-		硝化脱窒素槽B-1	○：槽内点検 マンホール内側 防食塗装 3カ所		○				
-		硝化脱窒素槽A-2	○：槽内点検 マンホール内側 防食塗装 3カ所	○					
-		硝化脱窒素槽B-2	○：槽内点検		○				
-		二次硝化槽A-1							
-		二次硝化槽A-2							
-		二次硝化槽B-1							
-		二次硝化槽B-2							
-		二次脱窒素槽A-1							
-		二次脱窒素槽A-2							
-		二次脱窒素槽B-1							
-		二次脱窒素槽B-2							
-		再曝気槽A-1							
-		再曝気槽A-2							
-		再曝気槽B-1							
-		再曝気槽B-2							
-		沈殿槽A	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約330㎡ 吸込バルブ交換			○			
-		沈殿槽B	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約330㎡ 吸込バルブ交換					○	
-		分離液槽A	○：補修 地下壁 クラック補修					○	
-		分離液槽B	○：補修 地下壁 クラック補修 マンホール内側 防食塗装 3カ所				○		
-		混和槽A							
-		混和槽B							
-		凝集槽A							
-		凝集槽B							
-		凝集沈殿槽A	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約150㎡ 吸込バルブ交換		○				
-		凝集沈殿槽B	○：防食塗装 水槽内既存塗料除去、防食塗装 (D種) 約150㎡ 吸込バルブ交換				○		
-		中和槽A							
-		中和槽B							
-		放流槽	○：補修 マンホール内側 防食塗装 2カ所					○	
-		汚泥濃縮貯留槽1	○：補修 マンホール内側 防食塗装 3カ所					○	
-		汚泥濃縮貯留槽2							
-		雑排水槽							
-		受水槽							
-		消防用受水槽							
10. 電気設備									
-		中央監視室UPS	○：点検整備 バッテリー、ファン交換	○			○		
制御盤									
-		制御盤							
-		P-1-1,2 No.1地下ポンプ室(1)(2)	○：点検整備 PLC更新	○					
-		P-2 No.2地下ポンプ室		○					
-		P-3 ファン・ブロワ室			○				
-		P-4 A1.2 A系攪拌ポンプ室(1)(2)				○			
-		P-4 B1.2 B系攪拌ポンプ室(1)(2)				○			
-		P-5-1,2 薬品室(1)(2)			○				
-		P-6 前処理機					○		
-		P-7 汚泥脱水機					○		
-		P-8 脱臭設備						○	
-		P-10 汚泥搬出設備						○	
計装機器									
-		計装機器							
計装機器	COD-404	UV計 (1台)	○：点検整備 消耗部品交換、外観点検、電気的校正試験 ○1：点検整備 ○：点検整備+UV-COD相関分析	○1	○	○1	○	○1	
-		差圧式液位計 (15台)	○：点検整備 外観点検、電気的校正試験					○	
-		電磁流量計 (17台)						○	
F-402		非満水型電磁流量計 (1台)						○	
-		温度計 (2台)						○	
-		渦流量計 (4台)						○	
-		超音波液位計 (5台)						○	
-		静電容量式液位計 (4台)						○	
CL-715		残塩計 (1台)	○：点検整備 外観点検、センサ取替 (不良時)、電気的校正試験					○	

修繕・整備項目	タグNo.	設備分類 / 機器名	実施内容 ◎：更新、○：整備、▲：点検、△：納入 修繕・整備内容・交換部品等	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
ガス検知器	GS-852-1	ガス検知器（薬品室）	○1：点検整備 検知部取替、外観点検、センサ取替、電氣的校正試験	○2	○2	○2	○2	○2	
	GS-852-2	ガス検知器（脱臭室）	○2：点検整備 外観点検、センサ取替、電氣的校正試験	○2	○2	○2	○2	○2	
		11. その他							
配管・弁類	-	配管・弁類	○：点検整備 配管・弁類	○	○	○	○	○	
		合計							

【添付資料6】委託料精算の基本方針

1 委託料精算の発現条件

履行期間中に以下に示すような状態が発現したことにより、契約内容及び委託金額に大幅な不都合、不合理が生じた場合、本組合及び受託者は、委託料の精算を発議できることとする。

- (1) 法令等の強化により、遵守すべき性能基準を変更する必要がある場合
- (2) 税制変更、急激なインフレーション又はデフレーション等により、委託金額に著しい不適當が発生した場合
- (3) 想定を超える著しい搬入量の増減が発生した場合
- (4) 受託者（以下「乙」という。）が提出した施設保全計画において、点検整備・修繕計画の変更が確定した場合
- (5) その他委託料の精算が必要と認められる場合

2 法令等の強化により、遵守すべき性能基準を変更する必要がある場合

基準となる施設の性能等は、「要求水準書 第1章 第3節 4施設の性能」に記載のとおりとする。遵守すべき性能基準が変更された場合には、運転方法の見直しや施設改造等対応について調査し、委託料への影響が認められる場合には協議の申し入れができることとする。

3 税制変更、急激なインフレーション又はデフレーション等により、委託金額に著しい不適當が発生した場合

(1) 税制変更

業務価格入札時点における税制を基準とする。履行期間中、税制変更により委託料への影響が認められる場合には協議の申し入れができることとする。

(2) 物価変動、インフレーション、デフレーション等

ア 薬品費、消耗品費、修繕費、事務費等

日本銀行調査統計局が公表する「企業物価指数」、「企業向けサービス価格指数」等において、業務価格入札時点における最新確報値を基準とし、物価指数の増減が発生している場合には協議の申し入れができることとする。

イ 電力、上下水道料金、工業用水等

業務価格入札時点における積算単価を基準とし、価格の増減が発生している場合には協議の申し入れができることとする。

(3) 人件費変動

厚生労働省が公表する「毎月勤労統計調査」等において、業務価格入札時点における最新確報値を基準とし、賃金指数の増減が発生している場合には協議の申し入れができることとする。

4 想定を超える著しい搬入量の増減が発生した場合

基準となる施設への搬入量は、「要求水準書 【添付資料3】し尿・浄化槽汚泥の搬入実績及び搬入計画」に示す各年度の予測値を基準とする。基準となる搬入量に対し増減が発生し、委託料への影響が認められる場合には協議の申し入れができることとする。

精算対象となる経費は、電気使用料金、下水道料金、薬品費等とする。

5 乙が提出した施設保全計画において、点検整備・修繕計画の変更が確定した場合

履行期間中に予期しない事態等が発生し、緊急修繕の対応が必要となること等により、提出済みの点検整備・修繕計画の内容を一部変更・調整または追加する必要があると認められる場合には協議の申し入れができることとする。

6 その他委託料の精算が必要と認められる場合

その他委託料の精算が必要と認められる場合には、本組合と受託者で協議の上、解決を図るものとする。

7 留意事項等

- (1) 本組合、受託者は毎年3月に当該年度分の委託料について、委託料精算の有無、精算金額、その後の対応等について協議する。
- (2) 委託料の精算は、項目ごとの個別精算だけでなく、委託料全体での精算調整を行うことを基本とする。
- (3) 定期点検整備・修繕計画の内容変更を検討するにあたっては、可能な限り金額の差異（増減）が発生しないよう調整（計画）することを基本とする。

【添付資料7】 リスク分担に係る基本的な考え方

(その1)

リスクの種類	リスクの要因	リスク対象者	
		本組合	受託者
管理者リスク	本施設における管理者リスク全般	○	
制度改正・法令改正によるリスク	関係法令・許認可・税制度などの変更によるコスト増大リスク	○	
	受託者の事業運営に直接関わる労働安全衛生法・法人税など関係法令・税制度の変更によるコスト増大リスク		○
計画変更によるリスク	本組合の方針転換による事業内容・用途の変更に伴うコスト増大リスク	○	
	受託者が自ら行った業務実施計画の変更に伴うコスト増大リスク		○
第三者に与える損害のリスク	受託者の責めによらない事故等による第三者への損害に対する負担	○	
	受託者が実施する業務等に起因して発生する事故等による第三者への損害に対する負担		○
住民対策リスク	受託者の責めによらない住民対策に係わるリスク	○	
	受託者が実施する業務等に起因して発生する住民対策に係わるリスク		○
環境保全リスク	受託者が実施する業務等に起因する環境問題（有害物の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化等）のリスク		○
不可抗力のリスク	天災等、不可抗力の事由による業務内容の変更や施設損傷等によるコスト増大リスク	○	

(その2)

リスクの種類	リスクの要因	本組合	受託者
搬入量によるリスク	計画条件を大幅に超える搬入量や搬入変動による性能未達、コスト増大等のリスク	○	
物価変動リスク	大幅な物価変動によるコスト増大リスク	○	
	本組合と受託者が協議して決定する範囲内の物価変動によるコスト増大リスク		○
金利変動リスク	金利の上昇に伴う資金調達コスト増大リスク		○
運営管理リスク	施設の性能等質的基準未達・運営不備・維持管理基準未達等の改善にかかわるコスト増大リスク		○
施設損傷リスク	天災等、不可抗力の事由によるもの、及びその他受託者の責めによらない偶発的な事故等による施設損傷の修復コスト	○	
	受託者の責めによる事故、火災、その他の施設損傷の修復コスト		○

上記以外については、本組合と受託者双方協議して決める。

令和7年度	委託業務予定価格書				朝明広域衛生組合			
施設名	朝明衛生センター							
委託場所	三重郡川越町大字高松 地内				審査 令和7年9月 日			
委託業務名	朝明衛生センター包括管理運営業務委託				事務局長	次長	所長	
委託費					係長	係		
委託期間	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日				設計 令和7年9月 日			
	業務の概要				設計	検算		
<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設（朝明衛生センター） 計画処理能力 300 kℓ/日 <p>上記施設の包括管理運営業務 一式</p>					<p>施行理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝明広域衛生組合が所管する、し尿処理施設の運営を民間事業者に包括的に委託し、運転管理、保守点検等施設運営に関する民間事業者の技術を発揮させることで、維持管理費の削減を図り、効果的な施設運営を行うことを目的として、本業務を施行するものである。 			

委託業務予定価格積算内訳書

委託業務名 朝明衛生センター包括管理運営業務委託

委託費 _____ 円

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	朝明衛生センター包括管理運営業務委託						
1.	施設運転管理業務		式	1			第1号 内訳書による
2.	施設保全業務		式	1			第2号 内訳書による
3.	用役・物品の調達・管理業務		式	1			第3号 内訳書による
4.	清掃等その他業務		式	1			第4号 内訳書による
5.	修繕・整備業務		式	1			第5号 内訳書による
	業務価格		式	1			
	消費税等相当額						消費税率=10%
	業 務 費						

内 訳 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1.	施設運転管理業務						
	1. 直接業務費						
	①保守点検業務費		式	1			千円止め 第1号 明細書による
	②運転操作監視業務費		式	1			千円止め 第2号 明細書による
	③水質試験業務費		式	1			千円止め 第3号 明細書による
	④事務業務費		式	1			千円止め 第4号 明細書による
	⑤その他業務費		式	1			千円止め 第5号 明細書による
	直接業務費計						
	2. 直接経費		式	1			千円止め 直接経费率=4%
	3. 技術経費		式	1			千円止め 技術経费率=25%
	4. 間接業務費		式	1			千円止め 間接経费率=21.8%
	業 務 原 価						
	5. 諸経費		式	1			諸経费率=16.83%
	業 務 価 格						万円止め

内 訳 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
3.	用役・物品の調達・管理業務						
1)	電気料金		式	1			第16号 明細書
2)	水道料金		式	1			第16号 明細書
3)	工業用水料金		式	1			第17号 明細書
4)	下水道料金		式	1			第17号 明細書
5)	ガス料金		式	1			第18号 明細書
6)	薬品類		式	1			第18～21号 明細書
7)	消耗品類		式	1			第22号 明細書
8)	その他物品類		式	1			第22号 明細書
	計						千円止め

内 訳 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4.	清掃等その他業務						
	1. 年間業務費(1年)						
	(1)施設定期清掃		式	1			
	(2)植栽管理		式	1			
	(3)水槽清掃(①～⑥)		式	1			
	①受入槽A・B、②残渣受入槽A・B、③貯留槽A・B、④予備貯留槽A・B						
	⑤放流槽、⑥雑排水槽						
	小 計						
	2. 委託期間業務費(5年)						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	保守点検業務費						
	業務総括責任者		人				
	副総括		人				
	主任		人				
	技術員		人				
	技能員		人				
	その他		人				
	年 間 計	(1 年 間)	式	1			年間業務費
	業 務 期 間 計	(5 年 間) 令和8年度 ~ 令和12年度	式	5			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2	運転操作監視業務費						
	業務総括責任者		人				
	副総括		人				
	主任		人				
	技術員		人				
	技能員		人				
	その他		人				
	年 間 計	(1 年 間)	式	1			
	業 務 期 間 計	(5 年 間) 令和8年度 ~ 令和12年度	式	5			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
3	水質検査業務費						
	業務総括責任者		人				
	副総括		人				
	主任		人				
	技術員		人				
	技能員		人				
	その他		人				
	年 間 計	(1 年 間)	式	1			
	業 務 期 間 計	(5 年 間) 令和8年度 ~ 令和12年度	式	5			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4	事務業務費(年間)						
	業務総括責任者		人				
	副総括		人				
	主任		人				
	技術員		人				
	技能員		人				
	その他		人				
	年 間 計	(1 年 間)	式	1			
	業 務 期 間 計	(5 年 間) 令和8年度 ~ 令和12年度	式	5			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
5	その他業務費(年間)						
	業務総括責任者		人				
	副総括		人				
	主任		人				
	技術員		人				
	技能員		人				
	その他		人				
	年 間 計	(1 年 間)	式	1			
	業 務 期 間 計	(5 年 間) 令和8年度 ~ 令和12年度	式	5			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2.	施設保全業務						
	令和8年度						
	1)法定点検・保守点検等						
	(1)計量システム保守点検		式	1			
	(2)自家用電気工作物保安点検		式	1			
	(3)自動扉保守点検		式	1			
	(4)地下タンク漏洩検査	メタノール	式	1			
	(5)施設運転システム保守点検		式	1			
	(6)消防用設備法定点検	2回／年	式	1			
	(7)トラックスケール法定点検	隔年	式	0		—————	
	(8)冷媒漏洩定期点検	3年毎	式	1			
	(9)放流水水質検査		式	1			
	(10)脱水汚泥・脱水し渣分析	1回／年	式	1			
	(11)機能検査		式	1			
	(12)精密機能検査	3年毎	式	0		—————	
	(13)環境測定(臭気・騒音)		式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	(14)機械警備業務		式	1			
	2)建物・構内の保安全管理(小修繕)		式	1			
	3)保険(第三者損害賠償)		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2.	施設保全業務						
	令和9年度						
	1)法定点検・保守点検等						
	(1)計量システム保守点検		式	1			
	(2)自家用電気工作物保安点検		式	1			
	(3)自動扉保守点検		式	1			
	(4)地下タンク漏洩検査	メタノール	式	1			
	(5)施設運転システム保守点検		式	1			
	(6)消防用設備法定点検	2回／年	式	1			
	(7)トラックスケール法定点検	隔年	式	1			
	(8)冷媒漏洩定期点検	3年毎	式	0		—————	
	(9)放流水水質検査		式	1			
	(10)脱水汚泥・脱水し渣分析	1回／年	式	1			
	(11)機能検査		式	1			
	(12)精密機能検査	3年毎	式	0		—————	
	(13)環境測定(臭気・騒音)		式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	(14)機械警備業務		式	1			
	2)建物・構内の保安全管理(小修繕)		式	1			
	3)保険(第三者損害賠償)		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2.	施設保全業務						
	令和10年度						
	1)法定点検・保守点検等						
	(1)計量システム保守点検		式	1			
	(2)自家用電気工作物保安点検		式	1			
	(3)自動扉保守点検		式	1			
	(4)地下タンク漏洩検査	メタノール	式	1			
	(5)施設運転システム保守点検		式	1			
	(6)消防用設備法定点検	2回／年	式	1			
	(7)トラックスケール法定点検	隔年	式	0		—————	
	(8)冷媒漏洩定期点検	3年毎	式	0		—————	
	(9)放流水水質検査		式	1			
	(10)脱水汚泥・脱水し渣分析	1回／年	式	1			
	(11)機能検査		式	1			
	(12)精密機能検査	3年毎	式	1			
	(13)環境測定(臭気・騒音)		式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	(14)機械警備業務		式	1			
	2)建物・構内の保安全管理(小修繕)		式	1			
	3)保険(第三者損害賠償)		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2.	施設保全業務						
	令和11年度						
	1)法定点検・保守点検等						
	(1)計量システム保守点検		式	1			
	(2)自家用電気工作物保安点検		式	1			
	(3)自動扉保守点検		式	1			
	(4)地下タンク漏洩検査	メタノール	式	1			
	(5)施設運転システム保守点検		式	1			
	(6)消防用設備法定点検	2回／年	式	1			
	(7)トラックスケール法定点検	隔年	式	1			
	(8)冷媒漏洩定期点検	3年毎	式	1			
	(9)放流水水質検査		式	1			
	(10)脱水汚泥・脱水し渣分析	1回／年	式	1			
	(11)機能検査		式	1			
	(12)精密機能検査	3年毎	式	0		_____	
	(13)環境測定(臭気・騒音)		式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	(14)機械警備業務		式	1			
	2)建物・構内の保安全管理(小修繕)		式	1			
	3)保険(第三者損害賠償)		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
2.	施設保全業務						
	令和12年度						
	1)法定点検・保守点検等						
	(1)計量システム保守点検		式	1			
	(2)自家用電気工作物保安点検		式	1			
	(3)自動扉保守点検		式	1			
	(4)地下タンク漏洩検査	メタノール	式	1			
	(5)施設運転システム保守点検		式	1			
	(6)消防用設備法定点検	2回／年	式	1			
	(7)トラックスケール法定点検	隔年	式	0		—————	
	(8)冷媒漏洩定期点検	3年毎	式	0		—————	
	(9)放流水水質検査		式	1			
	(10)脱水汚泥・脱水し渣分析	1回／年	式	1			
	(11)機能検査		式	1			
	(12)精密機能検査	3年毎	式	0		—————	
	(13)環境測定(臭気・騒音)		式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	(14)機械警備業務		式	1			
	2)建物・構内の保安全管理(小修繕)		式	1			
	3)保険(第三者損害賠償)		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
3.	用役・物品の調達・管理業務						
	1) 電気料金(基本+使用+燃調+再エネ-長期・継続割引)						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						
	2) 水道料金						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	3) 工業用水料金						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						
	4) 下水道料金						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	5) ガス料金						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						
	6) 薬品類						
	(1) 薬品						
	① 苛性ソーダ						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	②次亜塩素酸ソーダ						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						
	③硫酸バンド						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	单 位	数 量	单 価	金 額	備 考
	④脱水助剤						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						
	⑤消泡剤						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	⑥メタノール						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						
	(2)脱臭用活性炭						
	令和8年度	No.1低濃度脱臭塔	式	1			
	令和9年度	No.2低濃度脱臭塔、中濃度脱臭塔	式	1			
	令和10年度	No.1低濃度脱臭塔	式	1			
	令和11年度	No.2低濃度脱臭塔、中濃度脱臭塔	式	1			
	令和12年度	No.1低濃度脱臭塔	式	1			
	小 計						
	6)薬品類 合計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	7) 消耗品類						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						
	8) その他物品類						
	令和8年度		式	1			
	令和9年度		式	1			
	令和10年度		式	1			
	令和11年度		式	1			
	令和12年度		式	1			
	小 計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4.	修繕・整備業務						
	令和8年度						
1	破砕機点検整備	破砕機6台	式	1			
2	立型ポンプ点検整備	貯留槽スカム破砕ポンプ4台 予備貯留槽スカム破砕ポンプ4台	式	0		_____	
3	前処理設備点検整備	B系:ドラムスクリーン2台、洗浄空気ファン2台 スクレュープレス2台、油圧ユニット2台	式	1			
4	し渣コンベア点検整備	し渣コンベア2台	式	1			
5	一軸ねじ式ポンプ点検整備	投入ポンプ4台	式	0		_____	
6	一軸ねじ式ポンプ点検整備	返送汚泥ポンプ3台	式	0		_____	
7	一軸ねじ式ポンプ点検整備	余剰汚泥ポンプ4台	式	0		_____	
8	一軸ねじ式ポンプ点検整備	分離液ポンプ4台	式	0		_____	
9	一軸ねじ式ポンプ点検整備	凝沈汚泥ポンプ3台	式	0		_____	
10	一軸ねじ式ポンプ点検整備	雑排水ポンプ3台	式	0		_____	
11	計装用コンプレッサー点検整備	2台	式	0		_____	
12	ブローア点検整備	曝気ブローア2台	式	1			
13	ブローア点検整備	攪拌ブローア2台	式	1			
14	大型ポンプ点検整備	循環液ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
15	大型ポンプ点検整備	熱交換ポンプ2台	式	1			
16	水中攪拌機取替	水中攪拌機4台	式	1			
17	水中攪拌機更新	混和槽攪拌機2台	式	0		_____	
18	水中攪拌機更新	凝集槽攪拌機2台	式	0		_____	
19	水中攪拌機更新	中和槽攪拌機2台	式	0		_____	
20	クーリングタワー点検整備	クーリングタワーA、B	式	1			
21	冷却水ポンプ更新	冷却水ポンプ2台	式	1			
22	サンプリングポンプ更新	ポンプ本体1台	式	1			
23	ポンプユニット点検整備	プロセス用水ポンプ2台	式	0		_____	
24	汚泥コンベヤ点検整備	No.1脱水汚泥コンベヤ	式	1			
25	汚泥コンベヤ点検整備	No.2A・B脱水汚泥コンベヤ	式	1			
26	汚泥ホッパ点検整備	A系1台	式	1			
27	No.1脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
28	No.2脱水機(主動機・差動機)点検整備	工場整備・現地整備	式	1			
29	No.3脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
30	一軸ねじ式ポンプ点検整備	汚泥濃縮循環ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
31	一軸ねじ式ポンプ点検整備	給泥ポンプ3台	式	1			
32	一軸ねじ式ポンプ点検整備	脱水ポリマーポンプ3台	式	0		_____	
33	熱交換器点検整備	熱交換器4台	式	0		_____	
34	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硝化脱窒素槽用消泡剤ポンプ3台	式	1			
35	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	二次硝化槽用消泡剤ポンプ3台	式	1			
36	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硫酸バンドポンプ3台	式	1			
37	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	中和用苛性ポンプ3台	式	0		_____	
38	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	脱臭用苛性ポンプ3台	式	0		_____	
39	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	次亜ポンプ2台	式	0		_____	
40	自動溶解装置点検整備	脱水ポリマー自動溶解装置1台	式	0		_____	
41	脱臭設備点検整備	活性炭・酸・アルカリ洗浄塔、高中低濃度 脱臭ファン、活性炭・酸・アルカリ循環ポンプ	式	1			
42	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.1汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
43	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.2汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
44	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.3汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
45	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.4汚泥搬送コンベヤ	式	1			
46	搬出ホッパ点検整備	搬出用汚泥ホッパ	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
47	コンベヤ・ホッパ点検整備	し渣コンベヤ・ホッパ3台、沈砂コンベヤ3台、 汚泥コンベヤ・ホッパ13台	式	1			
48	インバータ更新	投入ポンプ、分離液ポンプ用	式	1			
49	水槽点検整備(受水槽)	A・Bマンホール内側防食塗装	式	0		_____	
50	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	A-1:槽内点検 A-2:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所	式	1			
51	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	B-1:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所 B-2:槽内点検	式	0		_____	
52	水槽点検整備(沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
53	水槽点検整備(沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
54	水槽点検整備(分離液槽A)	地下壁クラック補修	式	0		_____	
55	水槽点検整備(分離液槽B)	地下壁クラック補修、 マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
56	水槽点検整備(凝集沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
57	水槽点検整備(凝集沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
58	水槽点検整備(放流槽)	マンホール内側防食塗装2箇所	式	0		_____	
59	水槽点検整備(汚泥濃縮貯留槽1)	マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
60	中央監視室UPS点検整備	バッテリー、ファン交換	式	1			
61	制御盤点検整備・PLC更新	No.1地下ポンプ室(1)(2)	式	1			
62	制御盤点検整備・PLC更新	No.2地下ポンプ室	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
63	制御盤点検整備・PLC更新	ファンブロー室	式	0		_____	
64	制御盤点検整備・PLC更新	A系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
65	制御盤点検整備・PLC更新	B系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
66	制御盤点検整備・PLC更新	薬品室(1)(2)	式	0		_____	
67	制御盤点検整備・PLC更新	前処理室	式	0		_____	
68	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥脱水機	式	0		_____	
69	制御盤点検整備・PLC更新	脱臭設備	式	0		_____	
70	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥搬出設備	式	0		_____	
71	計装機器点検整備	UV計1台	式	1			
72	計装機器点検整備	液位計(差圧式、超音波、静電)、流量計、 温度計、渦流量計、残塩計	式	0		_____	
73	ガス検知器点検整備	薬品室、脱臭室	式	1			
74	配管・弁類点検整備		式	1			
	計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4.	修繕・整備業務						
	令和9年度						
1	破砕機点検整備	破砕機(点検整備2台、主軸点検4台)	式	1			
2	立型ポンプ点検整備	貯留槽スカム破砕ポンプ4台 予備貯留槽スカム破砕ポンプ4台	式	0		—————	
3	前処理設備点検整備	A系:ドラムスクリーン2台、洗浄空気ファン2台 スクレュープレス2台、油圧ユニット2台	式	1			
4	し渣コンベア点検整備	し渣コンベア2台	式	0		—————	
5	一軸ねじ式ポンプ点検整備	投入ポンプ4台	式	0		—————	
6	一軸ねじ式ポンプ点検整備	返送汚泥ポンプ3台	式	0		—————	
7	一軸ねじ式ポンプ点検整備	余剰汚泥ポンプ4台	式	0		—————	
8	一軸ねじ式ポンプ点検整備	分離液ポンプ4台	式	0		—————	
9	一軸ねじ式ポンプ点検整備	凝沈汚泥ポンプ3台	式	0		—————	
10	一軸ねじ式ポンプ点検整備	雑排水ポンプ3台	式	0		—————	
11	計装用コンプレッサー点検整備	2台	式	1			
12	ブローア点検整備	曝気ブローア2台	式	0		—————	
13	ブローア点検整備	攪拌ブローア2台	式	0		—————	
14	大型ポンプ点検整備	循環液ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
15	大型ポンプ点検整備	熱交換ポンプ2台	式	1			
16	水中攪拌機取替	水中攪拌機4台	式	0		_____	
17	水中攪拌機更新	混和槽攪拌機2台	式	0		_____	
18	水中攪拌機更新	凝集槽攪拌機2台	式	0		_____	
19	水中攪拌機更新	中和槽攪拌機2台	式	0		_____	
20	クーリングタワー点検整備	クーリングタワーA、B	式	0		_____	
21	冷却水ポンプ更新	冷却水ポンプ2台	式	0		_____	
22	サンプリングポンプ更新	ポンプ本体1台	式	0		_____	
23	ポンプユニット点検整備	プロセス用水ポンプ2台	式	1			
24	汚泥コンベヤ点検整備	No.1脱水汚泥コンベヤ	式	0		_____	
25	汚泥コンベヤ点検整備	No.2A・B脱水汚泥コンベヤ	式	0		_____	
26	汚泥ホッパ点検整備	B系1台	式	1			
27	No.1脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
28	No.2脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
29	No.3脱水機(主動機・差動機)点検整備	工場整備・現地整備	式	1			
30	一軸ねじ式ポンプ点検整備	汚泥濃縮循環ポンプ2台	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
31	一軸ねじ式ポンプ点検整備	給泥ポンプ3台	式	0		_____	
32	一軸ねじ式ポンプ点検整備	脱水ポリマーポンプ3台	式	0		_____	
33	熱交換器点検整備	熱交換器4台	式	0		_____	
34	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硝化脱窒素槽用消泡剤ポンプ3台	式	0		_____	
35	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	二次硝化槽用消泡剤ポンプ3台	式	0		_____	
36	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硫酸バンドポンプ3台	式	0		_____	
37	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	中和用苛性ポンプ3台	式	1			
38	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	脱臭用苛性ポンプ3台	式	1			
39	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	次亜ポンプ2台	式	1			
40	自動溶解装置点検整備	脱水ポリマー自動溶解装置1台	式	0		_____	
41	脱臭設備点検整備	活性炭・酸・アルカリ洗浄塔、高中低濃度 脱臭ファン、活性炭・酸・アルカリ循環ポンプ	式	1			
42	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.1汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
43	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.2汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
44	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.3汚泥搬送コンベヤ	式	1			
45	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.4汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
46	搬出ホッパ点検整備	搬出用汚泥ホッパ	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
47	コンベヤ・ホッパ点検整備	し渣コンベヤ・ホッパ3台、沈砂コンベヤ3台、 汚泥コンベヤ・ホッパ13台	式	1			
48	インバータ更新	返送汚泥ポンプ、余剰汚泥ポンプ、 凝沈汚泥ポンプ用	式	1			
49	水槽点検整備(受水槽)	A・Bマンホール内側防食塗装	式	0		_____	
50	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	A-1:槽内点検 A-2:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
51	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	B-1:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所 B-2:槽内点検	式	1			
52	水槽点検整備(沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
53	水槽点検整備(沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
54	水槽点検整備(分離液槽A)	地下壁クラック補修	式	0		_____	
55	水槽点検整備(分離液槽B)	地下壁クラック補修、 マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
56	水槽点検整備(凝集沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	1			
57	水槽点検整備(凝集沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
58	水槽点検整備(放流槽)	マンホール内側防食塗装2箇所	式	0		_____	
59	水槽点検整備(汚泥濃縮貯留槽1)	マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
60	中央監視室UPS点検整備	バッテリー、ファン交換	式	0		_____	
61	制御盤点検整備・PLC更新	No.1地下ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
62	制御盤点検整備・PLC更新	No.2地下ポンプ室	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
63	制御盤点検整備・PLC更新	ファンブロー室	式	1			
64	制御盤点検整備・PLC更新	A系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
65	制御盤点検整備・PLC更新	B系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
66	制御盤点検整備・PLC更新	薬品室(1)(2)	式	1			
67	制御盤点検整備・PLC更新	前処理室	式	0		_____	
68	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥脱水機	式	0		_____	
69	制御盤点検整備・PLC更新	脱臭設備	式	0		_____	
70	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥搬出設備	式	0		_____	
71	計装機器点検整備	UV計1台	式	1			
72	計装機器点検整備	液位計(差圧式、超音波、静電)、流量計、 温度計、渦流量計、残塩計	式	0		_____	
73	ガス検知器点検整備	薬品室、脱臭室	式	1			
74	配管・弁類点検整備		式	1			
	計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4.	修繕・整備業務						
	令和10年度						
1	破碎機点検整備	破碎機(点検整備+主軸2台、 点検整備+中間ケーシング4台)	式	1			
2	立型ポンプ点検整備	予備貯留槽スカム破碎ポンプ4台	式	1			
3	前処理設備点検整備	B系:ドラムスクリーン2台、洗浄空気ファン2台 スクレュープレス2台、油圧ユニット2台	式	1			
4	し渣コンベア点検整備	し渣コンベア2台	式	0		—————	
5	一軸ねじ式ポンプ点検整備	投入ポンプ4台	式	1			
6	一軸ねじ式ポンプ点検整備	返送汚泥ポンプ3台	式	0		—————	
7	一軸ねじ式ポンプ点検整備	余剰汚泥ポンプ4台	式	1			
8	一軸ねじ式ポンプ点検整備	分離液ポンプ4台	式	0		—————	
9	一軸ねじ式ポンプ点検整備	凝沈汚泥ポンプ3台	式	0		—————	
10	一軸ねじ式ポンプ点検整備	雑排水ポンプ3台	式	0		—————	
11	計装用コンプレッサー点検整備	2台	式	0		—————	
12	ブローア点検整備	曝気ブローア2台	式	1			
13	ブローア点検整備	攪拌ブローア2台	式	1			
14	大型ポンプ点検整備	循環液ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
15	大型ポンプ点検整備	熱交換ポンプ2台	式	1			
16	水中攪拌機取替	水中攪拌機4台	式	0		_____	
17	水中攪拌機更新	混和槽攪拌機2台	式	0		_____	
18	水中攪拌機更新	凝集槽攪拌機2台	式	0		_____	
19	水中攪拌機更新	中和槽攪拌機2台	式	0		_____	
20	クーリングタワー点検整備	クーリングタワーA、B	式	0		_____	
21	冷却水ポンプ更新	冷却水ポンプ2台	式	0		_____	
22	サンプリングポンプ更新	ポンプ本体1台	式	0		_____	
23	ポンプユニット点検整備	プロセス用水ポンプ2台	式	0		_____	
24	汚泥コンベヤ点検整備	No.1脱水汚泥コンベヤ	式	0		_____	
25	汚泥コンベヤ点検整備	No.2A・B脱水汚泥コンベヤ	式	0		_____	
26	汚泥ホッパ点検整備		式	0		_____	
27	No.1脱水機(主動機・差動機)点検整備	工場整備+スクリュ肉盛り溶接	式	1			
28	No.2脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
29	No.3脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
30	一軸ねじ式ポンプ点検整備	汚泥濃縮循環ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
31	一軸ねじ式ポンプ点検整備	給泥ポンプ3台	式	1			
32	一軸ねじ式ポンプ点検整備	脱水ポリマーポンプ3台	式	0		_____	
33	熱交換器点検整備	熱交換器4台	式	1			
34	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硝化脱窒素槽用消泡剤ポンプ3台	式	1			
35	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	二次硝化槽用消泡剤ポンプ3台	式	1			
36	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硫酸バンドポンプ3台	式	1			
37	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	中和用苛性ポンプ3台	式	0		_____	
38	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	脱臭用苛性ポンプ3台	式	0		_____	
39	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	次亜ポンプ2台	式	0		_____	
40	自動溶解装置点検整備	脱水ポリマー自動溶解装置1台	式	0		_____	
41	脱臭設備点検整備	活性炭・酸・アルカリ洗浄塔、高中低濃度 脱臭ファン、活性炭・酸・アルカリ循環ポンプ	式	1			
42	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.1汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
43	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.2汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
44	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.3汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
45	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.4汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
46	搬出ホッパ点検整備	搬出用汚泥ホッパ	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
47	コンベヤ・ホッパ点検整備	し渣コンベヤ・ホッパ3台、沈砂コンベヤ3台、 汚泥コンベヤ・ホッパ13台	式	1			
48	インバータ更新	給泥ポンプ、汚泥濃縮循環ポンプ、 雑排水ポンプ用	式	1			
49	水槽点検整備(受水槽)	A・Bマンホール内側防食塗装	式	0		_____	
50	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	A-1:槽内点検 A-2:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
51	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	B-1:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所 B-2:槽内点検	式	0		_____	
52	水槽点検整備(沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	1			
53	水槽点検整備(沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
54	水槽点検整備(分離液槽A)	地下壁クラック補修	式	0		_____	
55	水槽点検整備(分離液槽B)	地下壁クラック補修、 マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
56	水槽点検整備(凝集沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
57	水槽点検整備(凝集沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
58	水槽点検整備(放流槽)	マンホール内側防食塗装2箇所	式	0		_____	
59	水槽点検整備(汚泥濃縮貯留槽1)	マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
60	中央監視室UPS点検整備	バッテリー、ファン交換	式	0		_____	
61	制御盤点検整備・PLC更新	No.1地下ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
62	制御盤点検整備・PLC更新	No.2地下ポンプ室	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
63	制御盤点検整備・PLC更新	ファンブロー室	式	0		_____	
64	制御盤点検整備・PLC更新	A系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	1			
65	制御盤点検整備・PLC更新	B系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	1			
66	制御盤点検整備・PLC更新	薬品室(1)(2)	式	0		_____	
67	制御盤点検整備・PLC更新	前処理室	式	0		_____	
68	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥脱水機	式	0		_____	
69	制御盤点検整備・PLC更新	脱臭設備	式	0		_____	
70	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥搬出設備	式	0		_____	
71	計装機器点検整備	UV計1台	式	1			
72	計装機器点検整備	液位計(差圧式、超音波、静電)、流量計、 温度計、渦流量計、残塩計	式	0		_____	
73	ガス検知器点検整備	薬品室、脱臭室	式	1			
74	配管・弁類点検整備		式	1			
	計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4.	修繕・整備業務						
	令和11年度						
1	破砕機点検整備	破砕機(点検整備+中間ケーシング2台、 点検整備+加圧羽根車4台)	式	1			
2	立型ポンプ点検整備	貯留槽スカム破砕ポンプ4台	式	1			
3	前処理設備点検整備	A系:ドラムスクリーン2台、洗浄空気ファン2台 スクレュープレス2台、油圧ユニット2台	式	1			
4	し渣コンベア点検整備	し渣コンベア2台	式	0		—————	
5	一軸ねじ式ポンプ点検整備	投入ポンプ4台	式	0		—————	
6	一軸ねじ式ポンプ点検整備	返送汚泥ポンプ3台	式	1			
7	一軸ねじ式ポンプ点検整備	余剰汚泥ポンプ4台	式	0		—————	
8	一軸ねじ式ポンプ点検整備	分離液ポンプ4台	式	0		—————	
9	一軸ねじ式ポンプ点検整備	凝沈汚泥ポンプ3台	式	1			
10	一軸ねじ式ポンプ点検整備	雑排水ポンプ3台	式	1			
11	計装用コンプレッサー点検整備	2台	式	1			
12	ブローア点検整備	曝気ブローア2台	式	0		—————	
13	ブローア点検整備	攪拌ブローア2台	式	0		—————	
14	大型ポンプ点検整備	循環液ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
15	大型ポンプ点検整備	熱交換ポンプ2台	式	1			
16	水中攪拌機取替	水中攪拌機4台	式	0		—————	
17	水中攪拌機更新	混和槽攪拌機2台	式	1			
18	水中攪拌機更新	凝集槽攪拌機2台	式	1			
19	水中攪拌機更新	中和槽攪拌機2台	式	1			
20	クーリングタワー点検整備	クーリングタワーA、B	式	0		—————	
21	冷却水ポンプ更新	冷却水ポンプ2台	式	0		—————	
22	サンプリングポンプ更新	ポンプ本体1台	式	0		—————	
23	ポンプユニット点検整備	プロセス用水ポンプ2台	式	0		—————	
24	汚泥コンベヤ点検整備	No.1脱水汚泥コンベヤ	式	1			
25	汚泥コンベヤ点検整備	No.2A・B脱水汚泥コンベヤ	式	0		—————	
26	汚泥ホッパ点検整備		式	0		—————	
27	No.1脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
28	No.2脱水機(主動機・差動機)点検整備	工場整備+スクリュ肉盛り溶接	式	1			
29	No.3脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
30	一軸ねじ式ポンプ点検整備	汚泥濃縮循環ポンプ2台	式	0		—————	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
31	一軸ねじ式ポンプ点検整備	給泥ポンプ3台	式	0		_____	
32	一軸ねじ式ポンプ点検整備	脱水ポリマーポンプ3台	式	0		_____	
33	熱交換器点検整備	熱交換器4台	式	0		_____	
34	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硝化脱窒素槽用消泡剤ポンプ3台	式	0		_____	
35	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	二次硝化槽用消泡剤ポンプ3台	式	0		_____	
36	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硫酸バンドポンプ3台	式	0		_____	
37	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	中和用苛性ポンプ3台	式	1			
38	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	脱臭用苛性ポンプ3台	式	1			
39	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	次亜ポンプ2台	式	1			
40	自動溶解装置点検整備	脱水ポリマー自動溶解装置1台	式	1			
41	脱臭設備点検整備	活性炭・酸・アルカリ洗浄塔、高中低濃度 脱臭ファン、活性炭・酸・アルカリ循環ポンプ	式	1			
42	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.1汚泥搬送コンベヤA、B	式	1			
43	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.2汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
44	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.3汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
45	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.4汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
46	搬出ホッパ点検整備	搬出用汚泥ホッパ	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
47	コンベヤ・ホッパ点検整備	し渣コンベヤ・ホッパ3台、沈砂コンベヤ3台、 汚泥コンベヤ・ホッパ13台	式	1			
48	インバータ更新	曝気ブロー、汚泥脱水機駆動用、 汚泥脱水機差速用、	式	1			
49	水槽点検整備(受水槽)	A・Bマンホール内側防食塗装	式	0		_____	
50	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	A-1:槽内点検 A-2:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
51	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	B-1:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所 B-2:槽内点検	式	0		_____	
52	水槽点検整備(沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
53	水槽点検整備(沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
54	水槽点検整備(分離液槽A)	地下壁クラック補修	式	0		_____	
55	水槽点検整備(分離液槽B)	地下壁クラック補修、 マンホール内側防食塗装3箇所	式	1			
56	水槽点検整備(凝集沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
57	水槽点検整備(凝集沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	1			
58	水槽点検整備(放流槽)	マンホール内側防食塗装2箇所	式	0		_____	
59	水槽点検整備(汚泥濃縮貯留槽1)	マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
60	中央監視室UPS点検整備	バッテリー、ファン交換	式	1			
61	制御盤点検整備・PLC更新	No.1地下ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
62	制御盤点検整備・PLC更新	No.2地下ポンプ室	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
63	制御盤点検整備・PLC更新	ファンブロー室	式	0		_____	
64	制御盤点検整備・PLC更新	A系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
65	制御盤点検整備・PLC更新	B系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
66	制御盤点検整備・PLC更新	薬品室(1)(2)	式	0		_____	
67	制御盤点検整備・PLC更新	前処理室	式	1			
68	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥脱水機	式	1			
69	制御盤点検整備・PLC更新	脱臭設備	式	0		_____	
70	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥搬出設備	式	0		_____	
71	計装機器点検整備	UV計1台	式	1			
72	計装機器点検整備	液位計(差圧式、超音波、静電)、流量計、 温度計、渦流量計、残塩計	式	0		_____	
73	ガス検知器点検整備	薬品室、脱臭室	式	1			
74	配管・弁類点検整備		式	1			
	計						

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4.	修繕・整備業務						
	令和12年度						
1	破碎機点検整備	残渣破碎机1台、破碎机(点検整備+スリーブ4台、点検整備+加圧羽根車2台)	式	1			
2	立型ポンプ点検整備		式	0		_____	
3	前処理設備点検整備	B系:ドラムスクリーン2台、洗浄空気ファン2台 スクリュープレス2台、油圧ユニット2台	式	1			
4	し渣コンベア点検整備	し渣コンベア2台	式	1			
5	一軸ねじ式ポンプ点検整備	投入ポンプ4台	式	0		_____	
6	一軸ねじ式ポンプ点検整備	返送汚泥ポンプ3台	式	0		_____	
7	一軸ねじ式ポンプ点検整備	余剰汚泥ポンプ4台	式	0		_____	
8	一軸ねじ式ポンプ点検整備	分離液ポンプ4台	式	1			
9	一軸ねじ式ポンプ点検整備	凝沈汚泥ポンプ3台	式	0		_____	
10	一軸ねじ式ポンプ点検整備	雑排水ポンプ3台	式	0		_____	
11	計装用コンプレッサー点検整備	2台	式	0		_____	
12	ブローア点検整備	曝気ブローア2台	式	1			
13	ブローア点検整備	攪拌ブローア2台	式	1			
14	大型ポンプ点検整備	循環液ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
15	大型ポンプ点検整備	熱交換ポンプ2台	式	1			
16	水中攪拌機取替	水中攪拌機4台	式	0		_____	
17	水中攪拌機更新	混和槽攪拌機2台	式	0		_____	
18	水中攪拌機更新	凝集槽攪拌機2台	式	0		_____	
19	水中攪拌機更新	中和槽攪拌機2台	式	0		_____	
20	クーリングタワー点検整備	クーリングタワーA、B	式	0		_____	
21	冷却水ポンプ更新	冷却水ポンプ2台	式	0		_____	
22	サンプリングポンプ更新	ポンプ本体1台	式	0		_____	
23	ポンプユニット点検整備	プロセス用水ポンプ2台	式	0		_____	
24	汚泥コンベヤ点検整備	No.1脱水汚泥コンベヤ	式	0		_____	
25	汚泥コンベヤ点検整備	No.2A・B脱水汚泥コンベヤ	式	1			
26	汚泥ホッパ点検整備		式	0		_____	
27	No.1脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
28	No.2脱水機(主動機・差動機)点検整備	現地点検	式	1			
29	No.3脱水機(主動機・差動機)点検整備	工場整備+スクリュー肉盛り溶接	式	1			
30	一軸ねじ式ポンプ点検整備	汚泥濃縮循環ポンプ2台	式	1			

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
31	一軸ねじ式ポンプ点検整備	給泥ポンプ3台	式	1			
32	一軸ねじ式ポンプ点検整備	脱水ポリマーポンプ3台	式	1			
33	熱交換器点検整備	熱交換器4台	式	0		_____	
34	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硝化脱窒素槽用消泡剤ポンプ3台	式	1			
35	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	二次硝化槽用消泡剤ポンプ3台	式	1			
36	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	硫酸バンドポンプ3台	式	1			
37	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	中和用苛性ポンプ3台	式	0		_____	
38	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	脱臭用苛性ポンプ3台	式	0		_____	
39	ダイヤフラムポンプ消耗部品交換	次亜ポンプ2台	式	0		_____	
40	自動溶解装置点検整備	脱水ポリマー自動溶解装置1台	式	0		_____	
41	脱臭設備点検整備	活性炭・酸・アルカリ洗浄塔、高中低濃度 脱臭ファン、活性炭・酸・アルカリ循環ポンプ	式	1			
42	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.1汚泥搬送コンベヤA、B	式	0		_____	
43	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.2汚泥搬送コンベヤA、B	式	1			
44	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.3汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
45	汚泥搬送コンベヤ点検整備	No.4汚泥搬送コンベヤ	式	0		_____	
46	搬出ホッパ点検整備	搬出用汚泥ホッパ	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
47	コンベヤ・ホッパ点検整備	し渣コンベヤ・ホッパ3台、沈砂コンベヤ3台、 汚泥コンベヤ・ホッパ13台	式	1			
48	インバータ更新	脱水ポリマーポンプ、脱水汚泥ホッパ-A1、A2、 B1、B2、汚泥搬出ホッパ用	式	1			
49	水槽点検整備(受水槽)	A・Bマンホール内側防食塗装	式	1			
50	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	A-1:槽内点検 A-2:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
51	水槽点検整備(硝化脱窒素槽)	B-1:槽内点検、マンホール内側防食塗装3箇所 B-2:槽内点検	式	0		_____	
52	水槽点検整備(沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
53	水槽点検整備(沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	1			
54	水槽点検整備(分離液槽A)	地下壁クラック補修	式	1			
55	水槽点検整備(分離液槽B)	地下壁クラック補修、 マンホール内側防食塗装3箇所	式	0		_____	
56	水槽点検整備(凝集沈殿槽A)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
57	水槽点検整備(凝集沈殿槽B)	防食塗装、吸込バルブ交換	式	0		_____	
58	水槽点検整備(放流槽)	マンホール内側防食塗装2箇所	式	1			
59	水槽点検整備(汚泥濃縮貯留槽1)	マンホール内側防食塗装3箇所	式	1			
60	中央監視室UPS点検整備	バッテリー、ファン交換	式	0		_____	
61	制御盤点検整備・PLC更新	No.1地下ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
62	制御盤点検整備・PLC更新	No.2地下ポンプ室	式	0		_____	

明 細 書

記号	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
63	制御盤点検整備・PLC更新	ファンブロー室	式	0		_____	
64	制御盤点検整備・PLC更新	A系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
65	制御盤点検整備・PLC更新	B系統攪拌ポンプ室(1)(2)	式	0		_____	
66	制御盤点検整備・PLC更新	薬品室(1)(2)	式	0		_____	
67	制御盤点検整備・PLC更新	前処理室	式	0		_____	
68	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥脱水機	式	0		_____	
69	制御盤点検整備・PLC更新	脱臭設備	式	1			
70	制御盤点検整備・PLC更新	汚泥搬出設備	式	1			
71	計装機器点検整備	UV計1台	式	1			
72	計装機器点検整備	液位計(差圧式、超音波、静電)、流量計、 温度計、渦流量計、残塩計	式	1			
73	ガス検知器点検整備	薬品室、脱臭室	式	1			
74	配管・弁類点検整備		式	1			
	計						

(様式1)

業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

朝明広域衛生組合
組合長

住所又は所在地_____

商号又は名称_____

代表者職氏名_____ 印

令和7年 月 日付で入札公告のありました、朝明衛生センター包括管理運営業務委託に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

- 1 会社概要 (様式2)
- 2 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の写し
- 3 業務実績届出書 (様式3)
- 4 業務実績に係る契約書等の写し
- 5 廃棄物処理施設技術管理者として配置予定の技術者の経歴 (様式4)
- 6 廃棄物処理施設技術管理者として配置予定の技術者の資格等を証する書類
- 7 廃棄物処理施設技術管理者として配置予定の技術者と所属会社との恒常的(3か月以上)な雇用関係を明らかにする書類

連絡先	担当者氏名	
	部署及び役職	
	住所又は所在地	
	電話・FAX	TEL : FAX :
	電子メール	

(様式3)

業務実績届出書

商号又は名称 _____

契約期間	委託者名及び業務名
【記入例】 自 ○年○月○日 至 ○年○月○日	□□□組合(△△県) ○○○○○○○○業務

- 注1) 各業務実績について、契約書又は落札決定通知書の写し及び業務範囲が確認できる書類の写し(該当部分)を添付すること。
- 2) 業務実績は、元請けとして受託した業務のみを記載すること。
- 3) 記載する業務実績の数は、5件以内とすること。

(様式4)

配置予定技術者(総括責任者)の経歴

商号又は名称 _____

項 目	廃棄物処理施設技術管理者		
氏 名	(歳)		
所属会社名			
採用年月日			
保有資格	○四日市市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例第2条に規定する資格 () ○し尿・汚泥再生処理施設技術管理士又はし尿処理施設技術管理者 (認定番号： 交付年月日：)		
業 務 経 歴		1	2
	業 務 名		
	委託者名		
	契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	従事した 役割・立場	◇	◇
	従事期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

- 注1) 保有資格を証明する書類の写しを添付すること。
2) 所属会社と技術者の雇用関係を明らかにする書類(身分証明書の写し、社会保険証書の写し、給与明細書等)を添付すること。
3) 業務経歴欄には、対象業務の経歴をなるべく2項目記載すること。
4) なお、業務内容を確認できる書類(仕様書等の該当部分)の写しを添付すること。
5) 予定技術者個人の業務経歴を証明する書類(当該業務の発注機関等の第三者が発行した書類等)を添付すること。

質 問 書

令和 年 月 日

朝 明 広 域 衛 生 組 合
組 合 長

提出者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

< 質問責任者 : >

「朝明衛生センター包括管理運営業務委託」要求水準書について、下記のとおり質問します。

No.	質 問 事 項	回 答

※質問書の提出先 : 朝明広域衛生組合
提出期限 : 令和7年10月10日(金)午後3時00分まで

業務委託一般競争入札参加者の注意事項

1 はじめに

この入札参加者の注意事項は、業務委託（工事関係を除く）契約の締結について、朝明広域衛生組合が行う一般競争入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項等が記載されています。入札参加者は、朝明広域衛生組合契約施行規則（平成8年規則第2号）その他関係法令及びこの注意事項の内容を十分理解して入札に参加してください。

2 公告、業務内容の確認

入札参加者は一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると決定されたときは、公告及び仕様書その他業務内容を示す資料を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件など十分理解したうえで入札に参加するようにしてください。

入札案件について、規格・納入場所・納入期限など要求水準書についての質問事項や入札執行上の質問事項については、早め（期限があるときは期限まで）に、朝明広域衛生組合の事務担当者までお問い合わせください。

3 入札参加資格の取消

入札参加資格があると決定された者が次の各号の一に該当するときは、この者に対して行った入札参加者資格の決定は、特別の理由がある場合を除いて、これを取り消します。

- (1) 契約を締結する能力を有しないとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。
- (3) 営業不振のため不渡手形を発行したとき。
- (4) 贈賄その他不正行為により起訴されたとき。
- (5) 他の競争入札においてその執行を妨げたとき。
- (6) 他の競争入札において公正な価格を害したとき。
- (7) 他の競争入札において談合（連合）又はそれに類する行為をしたとき。
- (8) その他競争入札に参加させることが不適当となったとき。

4 入札書の記載等

- (1) 入札書は、指定された期限までに朝明広域衛生組合に届くよう、特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかの方法で郵送してください。
- (2) 入札書の金額は、アラビア数字によるものとし、文字はかい書で記載してください。なお、入札書には下記の事項を記載・押印してください。
 - ① 入札日
 - ② 所在地（住所）（入札参加資格申請の際に届けている本社や受任先の支店等の所在地）
 - ③ 商号名（業者名）
 - ④ 代表者職氏名（入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長等）
 - ⑤ 使用印鑑（入札参加資格申請の際に届け出ている印影）
 - ⑥ 入札件名
 - ⑦ 入札金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）
 - ⑧ その他特に条件がある場合、その条件の事項
- (3) 開札宣言後の入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

5 入札の辞退

入札を辞退される場合は、辞退理由（「都合により」等のあいまいな表現は避け、具体的に記入してください。）を明記した辞退届を提出していただきます。辞退届の提出が入札時間までに間に合わない場合は、必ず入札日の前日までに朝明広域衛生組合の事務担当者までご連絡ください。

辞退を理由として以後の入札について不利益な扱いを受けることはありません。

6 再度入札

(1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行います。

(2) 再度入札において、その前回の入札が無効とされた者は、除くことがあります。（入札参加者心得 第 11 条第 2 項）

(3) 再度入札の回数は、原則として二回を限度とします。

再度入札を行う場合は、開札後すみやかに再度入札の日時、入札書の郵送到着期限、最低価格を入札参加業者にお知らせいたしますので、朝明広域衛生組合が指定する到着期限までに当初の入札と同様の方法で入札書を郵送してください。なお入札書には下記の事項を記載・押印してください。

① 入札日（再度入札日）

② 所在地（住所）（入札参加資格申請の際に届け出ている本社や受任先の支店等の所在地）

③ 商号名（業者名）

④ 代表者職氏名（入札参加資格申請の際に届け出ている代表取締役や受任先の支店長等）

⑤ 使用印鑑（入札参加資格申請の際に届け出ている印影。社印、代表者印の両方を使用印鑑として届け出されている場合は、必ず両方の印影が必要です。）

⑥ 入札件名

⑦ 入札金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）

⑧ その他特に条件がある場合、その条件の事項

(2) 再度入札を辞退される場合は、2 回目の入札を辞退する旨の辞退届（再度入札の日時等の連絡の際、様式を添付します）を提出してください。なお、辞退届の提出については、持参又は普通郵便で構いません。

7 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした入札参加者が 2 人以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定します。

くじ引きは、入札事務に関係ない本市の職員が行いますが、その結果に対して異議の申し立てはできません。

8 入札の無効

(1) 四日市市契約施行規則第 13 条及び入札参加者心得第 9 条に該当する入札は、無効になりますのでご注意ください。

(2) 開札後、下記に該当すると判断されるときは、落札結果公表前に当該入札参加者に口頭でその旨を確認し、錯誤であると判明したときは、無効として取り扱うものとします。なお、錯誤無効を再度入札及び指名の判断基準に適用しないものとします。

<民法（明治29 年法律第89 号）第95 条に該当する錯誤>

①一桁誤り

②単位誤り（単価と総額、単位、数量）

その他、入札執行上の手続きについて不明な点がありましたら、あらかじめ下記までお問い合わせください。

朝明広域衛生組合

TEL（059）365－4776

期間入札について

1. 期間入札とは

「期間入札」とは、入札書を特定の期間内に特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかにより郵送する方法又は直接持参する方法により提出して行う入札をいいます。

2. 入札書の提出方法

①郵送の場合

- ・入札書の送付先

〒510-8121 三重県三重郡川越町大字高松1508番地 朝明広域衛生組合 行

- ・郵送方法

不着の問題を防止するため、差出日・届いた日が追跡・証明できる郵便（特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれか）で郵送してください。

- ・入札書の到着期限

入札日前日（前日が閉庁日の場合は、前開庁日）までに朝明広域衛生組合に届くようにしてください。 期日までに届かなかった場合は、無効となります。

（余裕をもって届くようにしてください。）

②持参の場合

- ・入札書の提出先

朝明広域衛生組合に直接持参してください。

- ・提出方法

同時に、所定の「期間入札関係書類受付票」に必要事項を記入の上持参し、朝明広域衛生組合で受付印をもらってください。この受付票は、開札が終わるまで保管してください。

- ・入札書の到着期限

入札日前日（前日が閉庁日の場合は、前開庁日）の午後5時15分までに朝明広域衛生組合に提出してください。

3. 入札書の書き方

入札書には、所定の事項を記載してください。

日付は、開札日を記載してください。郵便局への差出日とは異なりますので注意してください。開札日の記載が誤っている場合、無効となります。

4. 封筒記載事項

封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者（住所・氏名）を漏れなくご記入のうえ、「入札書在中」と表示してください。封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定が難しいものは、無効となります。

なお、封筒に押印・割印は不要です。

5. 入札回数

入札回数は、3回までとします。

※入札書・辞退届の様式は、四日市市入札情報 HP の「朝明衛生センター包括管理運営業務委託」中に掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

(<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1561687587275/index.html>)

6. その他

指名通知書には、「設計書、仕様書、図面等は入札、見積りの際に必ず返して下さい」と記載がありますが、本件については返却不要とします。

※封筒記載例

1	三重郡川越町大字高松1508番地 朝明広域衛生組合 行 入札書在中 <table border="1"><tr><td>入札日</td><td>令和7年10月31日</td></tr><tr><td>入札時間</td><td>午前11時00分</td></tr><tr><td>件名</td><td>朝明衛生センター包括管理運営業務委託</td></tr></table>	入札日	令和7年10月31日	入札時間	午前11時00分	件名	朝明衛生センター包括管理運営業務委託
入札日		令和7年10月31日					
入札時間		午前11時00分					
件名		朝明衛生センター包括管理運営業務委託					
2							
1							
8							
-							
0							
1							
5							

封筒(表)

入 札 者	住所	三重県三重郡*****番地
	氏名	*****株式会社
	代表取締役	*****

封筒(裏)

入札書

令和7年10月31日

朝明広域衛生組合
組合長

所在地（住所）

入札者 商号名

代表者職氏名

印

入札額				百万			千			円

件名	朝明衛生センター包括管理運営業務委託
納期・納入場所 仕様・数量	貴市ご指示のとおり
入札保証金	免除

上記金額の100分の10に相当する額を加算して得た金額で朝明広域衛生組合契約施行規則によって請負いたしたいから入札します。

- (注) 1. この入札書は、1件ごとに作成し、インクまたはボールペンで記入し、数字はアラビア数字を用いること。
2. 金額の訂正は認めない。

入札（見積り）辞退届

令和 年 月 日

朝明広域衛生組合
組合長

住所
商号（名称）
代表者職氏名

印

下記の案件について入札参加資格の確認（又は指名）を受けましたが、下記の理由により入札（見積り）参加を辞退します。

記

1 入札・見積り日時 令和7年10月31日 午前11時00分

2 委託（納入）場所 三重県三重郡川越町大字高松1508番地

3 件名 朝明衛生センター包括管理運営業務委託

4 辞退理由（「都合により」等のあいまいな表現は避け、具体的に記入してください。）

期間入札関係書類受付票

期間入札の入札書等を直接持参して提出する場合は、この受付票に必要事項を記入の上、入札書等と併せて持参してください。

提出された受付票は、朝明広域衛生組合にて受付印を押してお返ししますので、開札が終わるまで保管してください。

1 対象件名

入札日	令和 年 月 日
入札時間	午前 時 分 午後
件名	
入札者の商号又は名称	
入札者の担当者名	

上記の入札案件について、入札書等を受け付けました。

(朝明広域衛生組合 受付印)



<朝明広域衛生組合チェック欄>

- 封筒には入札日、時間、件名、入札者の商号又は名称の記載はあるか
- 封筒に受付印は押したか

参考資料

朝明衛生センター包括管理運営業務
委託契約書

令和7年 月

朝明広域衛生組合

朝明衛生センター包括管理運営業務委託契約書(案)

(基本条項)

1 委託業務の名称 朝明衛生センター包括管理運営業務委託

2 委託業務の場所 三重郡川越町大字高松1508番地

3 委託期間 契約締結の日 から 令和13年3月31日まで

4 委託料金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 *** , *** , ***円
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、委託料に
10/110を乗じて得た額である。
([] の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。)

5 委託料の支払方法 部分払いの回数59回以内及び完了払

6 契約保証金 免除

上記の委託契約について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、朝明広域衛生組合契約施行規則（平成8年3月12日規則第2号）及び添付約款（以下、本書記載の基本条項及び朝明衛生センター包括管理運営業務委託約款をあわせて、「本件契約」という。）によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本件契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する

令和7年 月 日

委託者 三重郡川越町大字高松1508番地
朝明広域衛生組合
組合長 森 智 広 印

受託者 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名 印

朝明衛生センター包括管理運営業務委託契約 約款

目 次

第1章 総則

第1条	(総則)	1
第2条	(権利義務の譲渡等の禁止)	1
第3条	(著作権の譲渡等)	1
第4条	(特許権等の使用)	1
第5条	(一括委託の禁止)	2
第6条	(履行報告)	2
第7条	(善管注意義務及び近隣対応)	2

第2章 本施設の運営

第8条	(許認可、届出等)	3
第9条	(関係法令の遵守)	3
第10条	(総括責任者)	3
第11条	(人員の確保)	3
第12条	(責任者の選任と職務)	3
第13条	(従業員の労務管理)	4
第14条	(従業員の安全衛生管理)	4
第15条	(総括責任者等に対する措置要求)	4
第16条	(本件契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務)	4
第17条	(業務の範囲)	4
第18条	(準備期間及び履行期間)	4
第19条	(業務実施計画書及びマニュアル類の作成、改訂)	4
第20条	(業務の引継ぎ・運営準備)	5
第21条	(分析・測定)	5
第22条	(精密機能検査)	5
第23条	(本施設の使用、貸与品等)	6
第24条	(甲の検査)	6
第25条	(異常事態への対応)	6

第3章 要求水準の未達等

第26条	(性能未達及び業務不履行)	7
------	---------------	---

第4章 業務の報告等

第27条	(業務の報告)	7
第28条	(履行遅延の届出、遅延賠償金)	7

第5章	委託料	
第29条	(委託料の支払い)	8
第30条	(委託料の精算)	8
第6章	法令変更	
第31条	(法令変更)	8
第7章	履行期間終了時の取扱い等	
第32条	(次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ)	8
第33条	(履行期間終了時の引渡条件)	9
第34条	(履行期間終了時の確認)	9
第8章	特定の違法行為	
第35条	(特定の違法行為に対する措置)	9
第9章	債務不履行、業務内容の変更、契約解除等	
第36条	(乙の債務不履行)	10
第37条	(業務内容の変更)	10
第38・39条	(甲の契約解除権)	10
第40条	(甲による解除の場合の違約金)	12
第41条	(特定の違法行為に対する契約解除権)	13
第42条	(乙の契約解除権)	13
第43条	(不可抗力、法令変更等の場合の解除)	13
第44条	(解除に伴う対応)	13
第45条	(損害賠償等)	14
第10章	その他	
第46条	(第三者への損害)	14
第47条	(保険)	14
第48条	(公租公課の負担)	14
第49条	(秘密の保持)	14
第50条	(暴力団等による不当介入を受けたときの義務)	14
第51条	(契約外の事項)	15
別紙1	委託料支払明細表	16
別紙2	保険の加入	18

その他

- 1 **【注意事項】**
- 2 [別紙] 個人情報取扱注意事項
- 3 業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

朝明衛生センター包括管理運営業務委託契約書の条項

第1章 総則

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、本件契約等（本件契約、要求水準書をいう。以下同じ。）に従い、契約を履行しなければならない。
- 2 本件契約、要求水準書の間には齟齬がある場合、本件契約、要求水準書の順にその解釈が優先するものとする。
 - 3 乙は、本契約等記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、甲はその委託料を支払うものとする。
 - 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 本件契約の各条項等の用語の定義については、要求水準書に準ずるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(著作権の譲渡等)

- 第3条 乙は、契約の履行の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下（「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 乙は、成果物が著作権に該当するとしないうにかかわらず、甲が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。
 - (1) 成果物の内容を自由に公表すること。
 - (2) 成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。
 - 3 乙は、成果物が著作権に該当するとしないうにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - (1) 成果物に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (2) 成果物の内容を公表すること。
 - (3) 成果物を使用又は複製すること。
 - 4 乙は、乙が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、甲が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。

(特許権等の使用)

- 第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその

材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一括委託の禁止)

第5条 乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、前項の委託又は請負に関して、合理的な範囲で、乙に対して、当該契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限らない。）その他の事項の説明を求めることができる。
- 4 第2項の規定による委託又は請負は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った第三者がさらに業務を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用も全て乙の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(履行報告)

第6条 乙は、要求水準書の定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(善管注意義務及び近隣対応)

- 第7条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件契約等に基づき、周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう業務を実施しなければならない。
- 2 業務に対する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等の住民反対運動等については、甲の責任及び費用において対応及び解決を図るものとし、乙は、必要な協力を行うものとする。
 - 3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、業務の実施に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等が発生した場合、自己の責任及び費用において、必要な対応及び解決を図るものとする。
 - 4 乙は、本件施設の補修又は更新の実施に当たっては、自己の責任及び費用において、本件施設の運営に伴って発生する有害物質や騒音、振動等、その他近隣等の生活環境に与える影響を勘案し、必要な措置を講じるとともに、近隣住民等への対応や苦情対応等を適切に行わなければならない。

第2章 本施設の運営

(許認可、届出等)

第8条 乙は、本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な一切の許認可等を自己の責任及び費用において取得・維持し、また、本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な一切の届出についても自己の責任及び費用において提出する。ただし、甲が取得・維持すべき許認可等及び甲が提出すべき届出は除くものとする。

2 乙は、前項の本件契約等に基づく乙の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、甲に対し書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得、届出、その他維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

(関係法令の遵守)

第9条 乙は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

(総括責任者)

第10条 乙は、業務の管理を行う総括責任者として、要求水準書に規定する資格を有する者を配置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも、同様とする。

2 総括責任者は、本件契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第15条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びに本件契約の解除に係る権限を除き、本件契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 総括責任者が不在時においては、副総括責任者が業務履行上の現場責任者代行とし、総括責任者の代わりとして常駐しなければならない。

また、総括責任者が不在となる時は、事前に甲に報告しなければならない。

(人員の確保)

第11条 乙は、要求水準書に基づく業務の履行にあたって必要とされる人員及び有資格者を確保し、本件契約の終了まで、これを維持する。

(責任者の選任と職務)

第12条 乙は、委託業務履行において総括責任者及び副総括責任者を選任しなければならない。選任された責任者は、委託業務の最高責任者として常に、従業員の指導監督を適切に行うとともに従業員の資質向上に努め、業務内容を的確に把握しなければならない。

(従業員の方務管理)

第13条 乙は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、従業員の方務管理に万全を期するとともに、一切の責任を負うものとする。

(従業員の方衛生管理)

第14条 乙は、業務上危険性が伴う作業については、従業員に対して常に労働安全衛生に係る指導と向上を図り、事故防止に努めなければならない。

(総括責任者等に対する措置要求)

第15条 甲は、乙の総括責任者、使用人若しくは第5条第2項の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、甲の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(本件契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第16条 乙は、乙による業務の内容が本件契約等又は甲の指示若しくは甲、乙協議の内容に適合しない場合において、甲が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 前項の場合において、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは委託費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の範囲)

第17条 甲は、委託期間において、業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙の行う業務範囲は本件契約等による。

2 乙は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、要求水準書に規定された仕様及び性能を満たし、労働災害等を発生させないように適正に業務を行わなければならない。

(準備期間及び履行期間)

第18条 委託期間のうち、業務を履行するに当たって行う準備期間は、契約締結の日から令和3年3月31日までとし、履行期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務実施計画書及びマニュアル類の作成、改訂)

第19条 乙は、準備期間中に業務実施計画（運営管理計画、運転管理計画、施設保全

計画、用役及び物品類調達・管理計画、その他業務計画、その他履行計画をいう。以下同じ。)を甲と協議して作成し提出するものとする。

- 2 乙は、各年度末(履行最終年度を除く。)に業務実施計画の見直し・変更等について甲と協議を行うものとする。
- 3 業務履行期間中に業務実施計画を変更する必要性が生じた場合は、甲と協議するものとする。
- 4 乙は、準備期間中にマニュアル類(運転管理マニュアル、施設保全マニュアル、緊急対応マニュアル、事故対応マニュアルをいう。以下同じ。)を甲と協議して作成し提出するものとする。
- 5 乙は、施設の運転に合わせてマニュアル類を改善、又は変更する場合は、甲と協議するものとする。
- 6 乙は、業務の結果が本件契約等を満たさないときに、単に業務実施計画書及びマニュアル類に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(業務の引継ぎ・運営準備)

第20条 乙は、業務委託契約締結後直ちに、準備期間における本施設運営引継の計画書(以下「準備計画書」という。)を作成し、準備計画書に従い、業務引継ぎ、運転人員の確保、教育訓練等、業務履行開始のために必要な準備業務を行うものとする。
なお、準備業務に係る費用は、乙の負担とする。

(分析・測定)

第21条 乙は、履行期間中、自己の負担により、本件契約等に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、本件施設に係る分析・測定を実施しなければならない。

- 2 乙は、本件契約等に記載の項目及び頻度により前項の分析・測定を実施する。甲は事前に乙に通知したうえで、当該分析・測定に立ち会うことができる。
- 3 甲は、前2項の分析・測定について、計測項目のいずれかの測定値が、規制値及び基準値に近い値を示し規制値及び基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合又は分析・測定項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な運転に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、乙に分析・測定頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、甲が測定値に応じて決定するものとする。

なお、分析・測定頻度の増加に伴う費用は、乙の負担とする。

- 4 乙は、要求水準書で示されている項目で、分析・測定等の計測項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は甲が合理的に要求する場合、自らの責任及び費用により、分析・測定等を実施し、その結果を速やかに甲に報告しなければならない。

(精密機能検査)

第22条 乙は、自らの費用負担により、本件施設の設備及び機器の機能状況、耐用の度合い等について、3年に1回以上、第三者機関による精密機能検査を受けなければならない。また、精密機能検査の終了後は、遅滞なく報告書を作成し、甲に提出する。

(本施設の使用、貸与品等)

- 第23条 甲は、乙に対し、履行期間中、本施設、備品等のうち業務履行に必要な限度において使用させることができる。使用に伴う維持管理費用の一切は乙が負担するものとする。
- 2 乙は、業務の履行のために必要な管理棟施設及び敷地内駐車スペースを履行期間中甲の承認を得て無償で使用することができる。
 - 3 甲は、業務の履行のために必要と認めた備品、図書等は無償で貸与するものとする。
 - 4 乙は、前項の貸与品（以下、「貸与品」という。）の引渡しを受けたときは、速やかに、甲に借用書を提出しなければならない。
 - 5 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 6 乙は、業務の終了時、又は本件契約が解除となった場合、その他甲が必要と認める場合は、直ちに貸与品を甲に返還しなければならない。
 - 7 乙は、故意又は過失により貸与品が紛失若しくは棄損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 8 甲は、準備期間終了時点において本施設に残存する薬品、消耗品等について、業務に必要と求めたものについては、履行期間中、乙に使用させることができる。
 - 9 乙は、業務の終了時、又は本件契約が解除となった場合等における本施設の引き渡しに当たって、前項において使用した薬品、消耗品等については、同等、同数量以上のものを甲へ引き渡すものとする。

(甲の検査)

- 第24条 甲は、乙の業務実施状況を確認するための運営モニタリングを行う。乙は、甲が行う運営モニタリングに協力するものとする。。
- 2 甲は、前項の定めに関わらず、自己の負担により、本施設の検査を行うことができる。この場合、甲は、乙の通常の営業時間内に、乙に対する事前の通知を行ったうえで本施設へ立ち入り検査、計測等を行う。
 - 3 第2項の規定に関わらず、乙が行う業務の履行に疑義が生じたとき甲が判断した場合又は甲が緊急を要すると判断した場合は、甲は、乙に対する事前の通知を行うことなく、本施設へ立ち入り検査、計測等を行うことができる。
 - 4 甲は、当該検査及び計測の業務を、法的資格を有する第三者に委託することができる。

(異常事態への対応)

- 第25条 乙は、業務の履行に際して、本施設の故障、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、竜巻、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象であって、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。以下同じ。）による損害発生、その他要求水準の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「異常事態」という。）が発生したときは、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。
- 2 乙は、異常事態が生じた原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。
 - 3 甲は、前項による乙の原因の究明及び責任の分析とは別個に、独自に異常事態の発生の事実関係の調査、原因の究明及び責任の分析等を行うことができる。この場合、

乙は、甲に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。

- 4 本施設が運転管理計画外の停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について第2項及び第3項を準用する。

第3章 要求水準の未達等

(性能未達及び業務不履行)

- 第26条 要求水準書に規定する「性能未達」が生じていることが判明した場合には、甲又は乙は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は、原因の究明に努め、要求水準を達成するよう業務の改善、本施設の修繕等を行わなければならない。
- 2 要求水準書に規定する「性能未達」又は「減額対象の業務不履行」が生じた場合、当該月の委託料の100分の10に相当する額を減額する。

第4章 業務の報告等

(業務の報告)

- 第27条 乙は、本件契約等に従い、本件施設の運転管理に関する日報、月報、年報等の作成、施設保全計画に基づく定期点検整備及び修繕等の実施状況の報告、その他業務の実施及び日報、月報、年報その他の各種報告書等の速やかな提出により、甲に対して業務の履行報告を行わなければならない。
- 2 甲は、日報、月報及び年報並びに運転管理・点検整備等の実施状況の内容に疑義があると認める場合、その他乙が本件契約等に定める業務を適切に実施していないと判断した場合において、乙に説明を求めることができる。この場合、甲は、乙に対し、本件施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、乙はかかる甲の求めに対し誠実に対応しなければならない。
 - 3 乙は、各種報告書及びその他乙が本件契約等に基づき作成する書類につき、運営管理期間中適正に保管するものとする。

(履行遅延の届出、遅延賠償金)

- 第28条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあるときは、乙は、速やかにその旨を甲に届け出て、履行期限延長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、乙から履行期限延長前の履行期限（以下「当初の履行期限」という。）から遅延する日数（以下「遅延日数」という。）1日につき委託料に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息」という。）を乗じて計算した金額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、部分引渡し等がある場合には、遅延日数1日につき委託料の総額から当初の履行期限内に引渡し等を受けた部分に係る委託料を控除した額に契約日における遅延利息を乗じて計算した金額を、又は単価契約等の場合には、遅延日数1日につき当初の履行期限内に完了できなかった業務の部分に係る委託料の額に契約日における遅延利息を乗じて計算した金額を遅延賠償金として徴収するものとする。

第5章 委託料

(委託料の支払い)

第29条 委託料の支払いは、毎月払いとする。

- 2 甲は、乙より委託料の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 委託料の年度及び月別支払額は、別紙1によるものとする。

(委託料の精算)

第30条 要求水準書に定めるところにより、社会経済状況の変化等に応じて契約内容及び委託料に大幅な不都合、不合理が生じた場合、甲乙が協議して委託料の精算を行うことができる。ただし、消費税の改定があるときは、契約変更を行うものとする。

- 2 委託料の精算は、単年度毎に精算額の算出を行い、最終年度において総額を精算するものとする。
- 3 乙は、本件契約締結後直ちに、要求水準書に基づき、前項の委託料の精算が発生した場合に適用する精算マニュアルを作成し、甲の承諾を得ること。
- 4 精算マニュアルにない不都合、不整合が生じた場合、甲乙協議して、項目の追加等の改訂を行うものとする。

第6章 法令変更

(法令変更)

第31条 甲は、本件契約締結後に法令変更（法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいう。）が行われ、乙の業務の実施に追加費用が生じるときは、甲が合理的な範囲でこれを負担する。

- 2 契約期間中に法令変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。
 - (1) 乙が受けることとなる影響
 - (2) 法令変更に関する事項の詳細
- 3 甲は、前項の定めによる報告に基づき、本件契約の変更やその他の報告された事態に対する費用負担等の対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。
- 4 法令変更により、要求水準書、業務実施計画及びマニュアル類等の変更が可能となり、かかる変更により乙の業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書、業務実施計画及びマニュアル類等の変更を行い、委託料を減額する。
- 5 前項により、減額される委託料については、甲、乙協議により決定する。

第7章 履行期間終了時の取扱い等

(次期包括管理運営業務受託者への引継ぎ)

第32条 乙は、履行期間終了に当たり、次期包括管理運営業務受託者への引継事項を記載した文書を作成し、甲へ提出する。また、業務引継ぎに際して甲が協力を求めた場合は、これに協力するものとする。

なお、次期包括管理運営業務受託者が、乙と同じの場合はこの限りではない。

- 2 乙は、履行期間終了の前年度末までに、業務履行期間終了後5年間の設備修繕計画を作成し、甲に提出する。

(履行期間終了時の引渡条件)

第33条 乙は、履行期間終了時において、本施設が継続して要求水準書を満たしながら運転できる状態で、甲に引き渡す。

- 2 乙は、引渡し条件を満足していることを確認するため、引渡性能試験を行い、甲に報告する。
- 3 乙は、履行期間終了後1年の間に、本施設に関して乙の責めに帰すべき事由により要求水準書の未達成が発生した場合には、乙の費用により改修等必要な対応を行う。
ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 4 引渡し時のその他の条件は、要求水準書によるほか、甲、乙協議により決定する。

(履行期間終了時の確認)

第34条 履行期間終了時には、甲は乙から提出された業務計画の実施状況を確認し、乙による本件施設の引渡性能試験等の結果を踏まえて、次の各号に掲げる確認を行い本施設が適切な状態となっていることを確認する。

- (1) 本施設の機能状況の確認
- (2) 大規模修繕を含む本施設の耐用度の確認

- 2 前項の確認の結果、本件施設が、乙の責めに帰すべき事由により本来有すべき基本性能を欠いている場合には、乙は、自己の費用負担により、必要な修繕等を実施し、甲の確認を受けるものとする。

第8章 特定の違法行為

(特定の違法行為に対する措置)

第35条 乙は、本件契約の入札(見積り)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、違約金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。本件契約終了後においても同様とする。

- (1) 本件契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本件契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本件契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本件契約に関し、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

第9章 債務不履行、業務内容の変更、契約解除等

（乙の債務不履行）

第36条 乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合、甲は、乙に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出又は実施を求めることができる。

（業務内容の変更）

第37条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（甲の契約解除権）

第38条 甲は、必要と認めるときは、事前に乙に通知することにより、本件契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に生じた損害を補償する責めを負う。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に催告することなく、本件契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙が甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 乙が第42条第1項の規定によらないで本件契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙又は乙の代理人、その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本件契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (6) 乙が本件契約に違反している場合（要求水準書に定める各水準の未達成を含む。）において、乙が再び業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるとき、又は甲が第36条の規定に基づき、乙に対して、一定期間を設けて改善勧告をしたにもかかわらず、当該期間内に改善することができなかつたとき。
- (7) 乙が業務を放棄したと認められるとき。
- (8) 乙が倒産し、又は乙の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務の履行継続が困

難と合理的に考えられるとき。

- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (10) 前各号の他、本件契約の重大な違反又は抵触があるとき。

第38条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。違約金の額については、第40条第1項の規定により算定した金額とする。

- (1) 前条の規定により、この本件契約が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの本件契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

第38条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、本件契約の相手方として不適当であると認められるときは、本件契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者、及びその支配人をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりをを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認める法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表1に基づく密接な関係を有していると認められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表1に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙又は乙の役員等若しくはその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の乙の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。
 - (8) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第1のいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。
 - (9) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第1のいずれかに該当する者を下請負人（一次又は二次下請以降すべての下請負人を含む。）として使用又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (10) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第1のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。
 - (11) 乙又は下請負人（一次又は二次下請け以降すべての下請負人を含む。）若しくは再委託先（すべての再委託先を含む。以下同じ。）が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第1のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (12) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。
- 2 前条第1項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第39条 甲は、業務が完了するまでの間は、第38条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲による解除の場合の違約金）

第40条 甲が第38条第2項に基づき本件契約を解除した場合には、乙は、解除の日を基準日とする履行期間の残期間にかかる委託料の10分の1に相当する金額を、違約金とする。

- 2 前項の規定により乙が甲に違約金を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 3 前2項の規定は甲の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第1項に定める違約金を超える損害が甲に生じている場合には、甲は、乙に対して当該超過額について

て損害賠償を請求することができる。

(特定の違法行為に対する契約解除権)

第41条 甲は、乙が本件契約に関し、第35条各号のいずれかに該当すると認めるときは、本件契約を解除することができる。この場合において、第39条第2項の規定は適用しない。

(乙の契約解除権)

第42条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。

(1) 第37条の規定により、甲が業務の内容を変更し、又は業務を一時中止したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が本件契約に違反し、その違反によって本件契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により本件契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(不可抗力、法令変更等の場合の解除)

第43条 甲又は乙は、不可抗力、本件契約の締結後における法令変更その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、又は業務の継続に過分の費用を要する場合には、本件契約終了に伴う権利義務関係等について協議のうえ、本件契約を解除することができる。その場合、甲は、乙の行った業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を、速やかに乙に支払う。

(解除に伴う対応)

第44条 乙は、本件契約の解除により終了する場合で甲が本施設での業務を継続しようとする場合には、甲の要求に基づき、業務を継承する事業者（以下「後任事業者」という。）への適正な運転等に関する教育を行ったうえで、引継ぎを行うものとする。

2 乙は、前項の場合において、甲が要求するときには、後任事業者が業務を継承するまで、本件契約の終了にかかわらず、業務を継続することとする。

3 乙は、前2項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する乙の責任による処置を終了したときは、後任事業者に対し、本件施設を引き渡す。

4 甲は、第2項に基づき乙が本件契約の終了後において業務を継続した場合、本件契約等に基づき算定した委託料を、乙が後任事業者への引き渡しを終了するまでの期間、乙に支払う。この場合の支払条件等については、甲及び乙の協議により定める。

5 乙は、本件契約の解除による終了に際して、本件施設内に乙が所有又は管理する機械器具、仮設物その他物件（乙が業務の一部を委託し又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置について、甲の指示に従わなくてはならない。甲は、乙に対して、期間を定めて乙の責任及び費用において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。

6 甲は、前項の場合において、乙が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、乙に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。乙は、この場合、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償等)

第45条 業務に関連して、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して、生じた損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本件契約等に従った業務を実施せず、又はその他本件契約等の定めるところに違反し、甲に損害を生じさせたときは、甲に対して、生じた損害を賠償しなければならない。

第10章 その他

(第三者への損害)

第46条 乙は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、甲又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(保険)

第47条 乙は、業務に係る損失や損害に備え、かつ本件契約等に規定する損害賠償に係る責務を担保するために、自らの責任と費用において別紙2に定められた内容の保険を付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに甲に報告しなければならない。

(公租公課の負担)

第48条 本件契約等及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて乙が負担する。甲は、乙に対して委託料に対する消費税及び地方消費税の額を支払う以外、本件契約等に関連するすべての租税について、本件契約等に別段の規定がある場合を除き負担しない。

(秘密の保持)

第49条 乙は、業務の遂行に当たって知り得た業務の内容を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、業務の遂行に当たって個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む）を含む。）を含む。）を取り扱う場合は、別紙の「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(暴力団等による不当介入を受けたときの義務)

第50条 乙は、契約の履行に際して、乙又は乙の再委託先が暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 不当介入に対し、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務の遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには業務発注所属と協議を行うこと。

2 甲は、乙から前項第1号の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、乙を適切に指導するものとする。

3 甲は、乙が第1項第1号に規定する報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措

置をとるものとする。

- 4 甲は、乙が不当介入をうけたことを理由に、契約期間の延長等の措置を行うときは、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長を行うものとする。

(契約外の事項)

第51条 本件契約等に定めのない事項又は本件契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

別紙 1

委託料支払明細表

令和 8 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年	月	委託料支払額 (円)
令和 8 年	4 月	** , ***, *** . -
	5 月	** , ***, *** . -
	6 月	** , ***, *** . -
	7 月	** , ***, *** . -
	8 月	** , ***, *** . -
	9 月	** , ***, *** . -
	1 0 月	** , ***, *** . -
	1 1 月	** , ***, *** . -
	1 2 月	** , ***, *** . -
令和 9 年	1 月	** , ***, *** . -
	2 月	** , ***, *** . -
	3 月	** , ***, *** . -
	計	¥0 . -

令和 9 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年	月	委託料支払額 (円)
令和 9 年	4 月	** , ***, *** . -
	5 月	** , ***, *** . -
	6 月	** , ***, *** . -
	7 月	** , ***, *** . -
	8 月	** , ***, *** . -
	9 月	** , ***, *** . -
	1 0 月	** , ***, *** . -
	1 1 月	** , ***, *** . -
	1 2 月	** , ***, *** . -
令和 1 0 年	1 月	** , ***, *** . -
	2 月	** , ***, *** . -
	3 月	** , ***, *** . -
	計	¥0 . -

令和 1 0 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年	月	委託料支払額 (円)
令和 1 0 年	4 月	** , ***, *** . -
	5 月	** , ***, *** . -
	6 月	** , ***, *** . -
	7 月	** , ***, *** . -
	8 月	** , ***, *** . -
	9 月	** , ***, *** . -
	1 0 月	** , ***, *** . -
	1 1 月	** , ***, *** . -
	1 2 月	** , ***, *** . -
令和 1 1 年	1 月	** , ***, *** . -
	2 月	** , ***, *** . -
	3 月	** , ***, *** . -
	計	¥0 . -

令和11年度（消費税及び地方消費税額含む）

年	月	委託料支払額（円）	
令和11年	4月	** , ** , ** . -	
	5月	** , ** , ** . -	
	6月	** , ** , ** . -	
	7月	** , ** , ** . -	
	8月	** , ** , ** . -	
	9月	** , ** , ** . -	
	10月	** , ** , ** . -	
	11月	** , ** , ** . -	
	12月	** , ** , ** . -	
	令和12年	1月	** , ** , ** . -
		2月	** , ** , ** . -
		3月	** , ** , ** . -
計	¥0 . -		

令和12年度（消費税及び地方消費税額含む）

年	月	委託料支払額（円）	
令和12年	4月	** , ** , ** . -	
	5月	** , ** , ** . -	
	6月	** , ** , ** . -	
	7月	** , ** , ** . -	
	8月	** , ** , ** . -	
	9月	** , ** , ** . -	
	10月	** , ** , ** . -	
	11月	** , ** , ** . -	
	12月	** , ** , ** . -	
	令和13年	1月	** , ** , ** . -
		2月	** , ** , ** . -
		3月	** , ** , ** . -
計	¥0 . -		

別紙 2

保険の加入

乙は、本件契約第 4 7 条に基づき、以下の内容の保険に加入する。

1. 必須項目

第三者損害賠償保険（同様の内容を含む保険への付保も可とする。）

対 象：業務に伴い、第三者に与えた損害について、法律上の
賠償責任を負担する場合に被る被害

付保期間：履行期間

保険期間：履行期間以上（1 年毎の更新可）

対 物：任 意

2. 乙が上記以外の保険を付保する場合は、協議による。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約によ

る業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の

承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督職員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が朝明広域衛生組合と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。